

—第5次檜原市行政改革大綱による—

行政改革実施計画書 (実施結果)

(平成30年3月末現在)

檜原市

はじめに

橿原市では、昭和60年を起点とし、平成24年度まで第4次にわたって行政改革大綱を策定し、民間委託等による公共施設の運営管理や事務の効率化、定員管理や人材育成、経費の節減・合理化など多方面にわたって継続的に行政改革に取り組んできました。

しかしながら、人口減少社会の到来や自治体の破綻という、かつては考えられない事態も現実のものとなりました。税収をはじめとした歳入の減少と社会保障費の増大について即効性のある解決策はなく、一方で福祉や公的扶助に充てる経費を無制限に削減したり、あるいは、道路などの社会資本の建設や修繕を放置したりすることもできません。

今、求められるのは、旧態依然とした改革ではなく、この閉塞的な状況から脱出することは簡単ではないという認識を市民と行政とが共有した上で、ともに進めていく改革です。

将来の世代に負担を先送りすることのないよう、限りある経営資源を有効活用する現在の取組を積み重ね、市民と行政との真の協働を目指して、橿原市では、「第5次行政改革大綱」により基本的な行政改革の方針を策定し、さらにその内容を実現させていくための具体的な取組事項として、このたび「行政改革実施計画」を策定しました。

行政改革実施計画では、大綱で示した3つの改革重点項目ごとの取組み内容について、現在どんな状況であり、今後どうするのか、そして、年度別計画と目標を明示して、改革の具体策を示しています。

(重点項目)・市民と協働で進める行政運営

- ・選択と集中による行政経営
- ・親しまれ信頼される市役所の実現と職員の育成

目 次

第5次橿原市行政改革大綱 改革重点項目			項目名		担当課	頁	
1	市民と協働で進める行政運営	1	これからの市民参画	1	パブリックコメント制度の活用	企画政策課	6
		2	これからの市民協働	2	市民協働の推進（防災減災の取組）	危機管理課	7
				3	市民活動の活性化と非営利活動等への支援	市民協働課	8, 9
				4	市民協働の推進（地域福祉推進の取組）	福祉総務課	10, 11
				5	市民協働による健康増進・保健事業	健康増進課	12～14
				6	市民協働による環境保全、地球温暖化対策の推進	環境衛生課	15, 16
				7	地域における環境衛生対策の推進（猫不妊手術費の助成）	環境衛生課	17, 18
				8	市民協働による違反広告物の除却の取組	緑地景観課	19, 20
				9	未来の有権者に対する啓発	選挙管理委員会事務局	21, 22
				2	選択と集中による行政経営	1	事務事業の見直し
11	情報システムの最適化	情報政策課	25～27				
12	適正保護の充実（不正受給の防止対策）	生活福祉課	28, 29				
13	生活保護事務における事務の効率化（課内LANの活用）	生活福祉課	30, 31				
14	医療費適正化の推進	保険医療課	32, 33				
15	公共下水道事業における地方公営企業法の法適化（企業会計制度の導入）	経営総務課	34				
16	建設CALS/EC（電子納品）の導入	契約検査課	35, 36				
17	投票事務の効率化	選挙管理委員会事務局	37, 38				
18	公共調達適正化の推進	契約検査課	39, 40				

第5次 檜原市行政改革大綱 改革重点項目		項目名		担当課	頁			
2	選択と集中による行政経営	2	事業の取捨選択	19	行政評価の活用	企画政策課	41, 42	
		3	歳入歳出の健全化	20	税の徴収率の向上		収税課	43, 44
				21	納税手段拡充の検討		収税課	45, 46
				22	市有財産の処分・貸付け等の有効活用		財産活用課	47
				23	予算編成方法の見直し及び歳出の削減		総務課	48
				24	財政の健全化と財政状況の公表		総務課	49, 50
				25	使用料・手数料の見直し		総務課	51
				26	補助金等の見直し		総務課	52, 53
		4	市の総合計画及び行政評価を活用したマネジメントサイクルの確立	27	檜原市総合計画の更なる活用		企画政策課	54, 55
				28	檜原市環境総合計画の進行管理		環境衛生課	56, 57
				19※	行政評価の活用		企画政策課	(41, 42)
		5	公共施設のあり方と長寿命化対策及び利用率の向上	29	公の施設の有効活用（指定管理者の推進）		企画政策課	58, 59
				30	公共施設の管理（ファシリティマネジメントの取組）		資産経営課	60, 61
		6	組織、機構の改革	31	組織、機構の改革		企画政策課	62, 63
				32	総合窓口の開設		総合窓口準備室	64, 65
		7	外部委託	33	窓口業務における民間委託導入の検討		総合窓口準備室	66, 67
				34	ごみ処理施設（クリーンセンターかしはら）の長期包括運営委託の導入		環境企画課	68, 69
				35	ごみ処理施設（リサイクル館かしはら）の長期包括運営委託の導入		環境保全課	70, 71
				36	給食管理業務の民間委託		教育総務課	72

※取組内容が複数の項目にまたがるため、再掲しているもの

第5次榎原市行政改革大綱 改革重点項目		項目名		担当課	頁		
3	親しまれ信頼される市役所の実現と職員の育成	1	親しまれる市役所の 実現	32※	総合窓口の開設	総合窓口準備室	(64, 65)
		2	信頼される市役所の 実現	37	情報セキュリティ対策の維持及び 向上	情報政策課	73～75
				12※	適正保護の充実（不正受給の防止対 策）	生活福祉課	(28, 29)
		3	人材育成	38	給与制度の見直し	人事課	76, 77
				39	自己申告制度「職員カルテ」の活用	人事課	78
		4	職員の意識改革	40	職員研修体系の充実	人事課	79
		5	定員管理	41	定員管理の適正化	人事課	80
				42	優秀な人材の確保	人事課	81, 82
				43	人材育成・勤務評定制度の確立	人事課	83, 84
		6	トップマネジメント	31※	組織、機構の改革	企画政策課	(62, 63)
		7 ①	社会的責任としての省 エネ・エコ対策及び自 然エネルギーの活用	44	行政による地球温暖化対策の率先 行動と市民意識の向上	環境衛生課	85, 86
				45	自然エネルギー化への取組（小中学 校への太陽光発電設備の設置）	教育総務課	87
		7 ②	市民サービスを向上さ せることを目的とした 電子自治体の推進	11※	情報システムの最適化	情報政策課	(25～27)
				37※	情報セキュリティ対策の維持及び 向上	情報政策課	(73～75)
				46	最適化システムの更新による利用 者サービスの更なる向上	文化振興課	88
7 ③	民間広告の掲出や命名 権等による新たな自主 財源の確保	47	広告掲載事業の推進	企画政策課	89		

※取組内容が複数の項目にまたがるため、再掲しているもの

改革 No. : 1	改革名	パブリックコメント制度の活用		
第5次行革大綱の該当項目		1 - (1) これからの市民参画		
主担当課	総合政策部 企画政策課	関係課	総務課	
「どんな状況？」 (現状、問題点、必要性など)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が審議会や説明会等に出席できなかった場合、意見等を述べる機会は限られている。 ・各自治体では、各種計画等を策定する際には、パブリックコメントを実施するところが増えている。 ・市民参画の手法として、アンケート、ホームページ、パブリックコメント等を活用することで、市民と行政とがお互いに理解を深めることができる。 ・現状として、パブリックコメントを実施する部署はあるが、市としての統一した基準がないため、実施の有無、手続き、期間等についての整合性がとれていない。 ・パブリックコメントを実施すること自体が市民全般に浸透していない可能性がある。 			
「どうする？」 (方針、取組内容など)	<ul style="list-style-type: none"> ・効率的、効果的に行政サービスを提供するため、市民参画の手段としてのパブリックコメントを活用していく。 ・パブリックコメントの対象、また手続等について、統一的なものを定め、例規として整備する。 			
年度	年度別計画（計画及び実績） : 実績、内容、数値、効果など			
	計 画		実 績	
25	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内ワーキンググループの立ち上げ ・パブリックコメントの実施状況の把握、手続の精査 		他市のパブリックコメントの要綱を集め、内容を分析している段階。年度内に要綱を整備することを目指して取組む予定であったが、今年度に要綱整備できなかったため、次年度以降に整備予定。	
	—			
26	<ul style="list-style-type: none"> ・例規として整備し、運用する。 		パブリックコメント実施要綱（案）を作成し、庁内の調整をはかっている段階。	
	—		庁内の調整を図っていたが平成26年度内の要綱整備はできなかったため、来年度に整備予定。	
27	<ul style="list-style-type: none"> ・対象となる全ての事業で実施 		庁内の調整を図り、時間の経過も鑑みて内容等について再検討し、今年度中に整備予定。	
	—		庁内の調整を図っていたが平成27年度内の要綱整備はできなかったため、来年度に整備予定。	
28	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して実施 		9月1日付けで『榎原市パブリックコメント手続実施要綱』を制定し、全庁的に運用開始。	
	—		各課で策定する計画等において、適切にパブリックコメントを実施している。	
29	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して実施 		各課で策定する計画等において、適切にパブリックコメントを実施している。	
	—			
累計	—		平成28年度から全庁的に運用開始し、各課で策定する計画等において、適切にパブリックコメントを実施している。	

改革 No. : 2	改革名	市民協働の推進 (防災減災の取組)		
第5次行革大綱の該当項目		1 - (2) これからの市民協働		
主担当課	生活安全部 危機管理課	関係課	-	
「どんな状況？」 (現状、問題点、必要性など)	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の事業については、事業当初から、各自治会を主体として、結成を進めてきた。 ・自主防災組織加入世帯の割合は76.6% (平成24年12月末現在) であり、引き続き結成率の向上に向けた取組を進めていく。 ・結成できない自治会内部の理由もある。「必要性は理解しているが、申請や報告が面倒」など。 ・自治会を主体として進めていることから、自治会未加入世帯への対応が求められる。 ・自主防災会の制度開始から16年が経過し、今後の方向性を検討する必要がある。 			
「どうする？」 (方針、取組内容など)	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災会を通じて、市民一人ひとりが「自助・共助」の重要性を認識するよう努める。 ・防災意識を高めることにより、近い将来予測されている大災害に対する備えを行い、少しでも減災できることをめざす。 ・それぞれの自主防災組織に対しては、その活動が停止することないように、引き続き働きかけを行う。 ・防災力をさらに向上させる次の取り組みとして、地域内連携を推進するため、小学校区単位を基本として、連絡協議会を立ち上げ、避難所運営についての理解と協力的体制づくりを行う。 			
年度	年度別計画 (計画及び実績) : 実績、内容、数値、効果など			
	計 画	実 績		
25	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡協議会の立ち上げ (平成23年度香久山小学校区、平成24年度金橋小学校区) ・自主防災組織の結成率を向上し、防災意識を高めることをめざす。自主防災組織の結成率 80% 	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の結成率 73.5% 自主防災組織の加入世帯 / 市全体の世帯 		
	-			
26	<ul style="list-style-type: none"> ・対象地域の検討と調整を継続して実施 ・継続して実施 自主防災組織の結成率 87% 	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の結成率 72.4% 自主防災組織の加入世帯 / 市全体の世帯 		
	-			
27	<ul style="list-style-type: none"> ・対象地域の検討と調整を継続して実施 ・継続して実施 自主防災組織の結成率 93% 	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の結成率 73.7% 自主防災組織の加入世帯 / 市全体の世帯 		
	-			
28	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して実施 自主防災組織の結成率 96% 	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の結成率 73.2% 自主防災組織の加入世帯 / 市全体の世帯 		
	-			
29	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して実施 自主防災組織の結成率 100% 	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の結成率 74.2% 自主防災組織の加入世帯 / 市全体の世帯 		
	-			
累計	-			

改革 No. : 3	改革名	市民活動の活性化と非営利活動等への支援		
第5次行革大綱の該当項目		1-(2) これからの市民協働		
主担当課	市民活動部 市民協働課	関係課	-	
「どんな状況？」 (現状、問題点、必要性など)	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な分野において、市民協働の取組が広がってきている。 ・平成23年4月にオープンした観光交流センター「かしはらナビプラザ」の5階フロアには、市民活動交流広場が設置されており、年末年始を除き利用できる。 ・ボランティアやNPO団体等が、市民活動交流広場に登録した上で、会議・作業スペースや情報機器の無償利用、安価な印刷、市民活動に係る情報提供・発信、活動への助言等のサービスを受けることができる。 ・ボランティア活動等への参加者が固定化してきており、新規に参入する人が少なくなってきた。 ・参加者の高齢化も進んでいる。 			
「どうする？」 (方針、取組内容など)	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動やNPO等の市民活動等を活性化する。 ・市民公益活動に対しては、必要に応じて支援する。 ・ボランティア活動等への新規参入を促進する啓発を行う。 ・平成21年度から実施している市民活動公募事業支援補助金を交付する。 ※市民活動公募事業支援補助金 - 市民から提案された活動を、市民活動推進会議で審査し、採択したものに補助金を交付するもの 			
年度	年度別計画(計画及び実績) : 実績、内容、数値、効果など			
	計 画		実 績	
25	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア、NPO等の紹介イベントを実施し、啓発を行うことで、公益活動への新規参入を進める。 ・市民活動公募事業支援補助金の交付 10件 		市民活動交流広場で毎月、ボランティアのサロン及びNPOの活動紹介を実施。 希望する団体に活動発表会の場を提供 4件 市民活動公募事業支援補助金の交付 11件 「ボランティア養成講座」の開催 2回 協働のカウンターパートナーであるNPOの育成支援を実施 市内の奈良県認証NPO 38団体	
26	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して実施 ・市民活動公募事業支援補助金の交付 10件 		市民活動交流広場で毎月、ボランティアのサロン及びNPOの活動紹介を実施。 希望する団体に活動発表会の場を提供 2件 市民活動公募事業支援補助金の交付 11件 「ボランティア養成講座」の開催 4回 協働のカウンターパートナーであるNPOの育成支援を実施 市内の奈良県認証NPO 44団体	
27	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して実施 ・市民活動公募事業支援補助金の交付 10件 		市民活動交流広場で毎月、ボランティアのサロン及びNPOの活動紹介を実施 市民活動公募事業支援補助金の交付 10件 「市民活動講座」の開催 3回 協働のカウンターパートナーであるNPOの育成支援を実施 市内の奈良県認証NPO 44団体	

	—	
28	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して実施 ・市民活動公募事業支援補助金の交付 10件 	<p>市民活動交流広場で毎月、ボランティアのサロン及びNPOの活動紹介を実施</p> <p>市民活動公募事業支援補助金の交付 11件</p> <p>「市民活動講座」の開催 3回</p> <p>協働のカウンターパートナーであるNPOの育成支援を実施 市内の奈良県認証NPO法人 46団体</p>
	—	
29	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して実施 ・市民活動公募事業支援補助金の交付 10件 	<p>市民活動交流広場で毎月、ボランティアのサロン及びNPOの活動紹介を実施</p> <p>市民活動公募事業支援補助金の交付 10件</p> <p>「市民活動講座」の開催 3回</p> <p>協働のカウンターパートナーであるNPOの育成支援を実施 市内の奈良県認証NPO法人 48団体</p>
	—	
累計	—	

改革 No. : 4	改革名	市民協働の推進（地域福祉推進の取組）		
第5次行革大綱の該当項目		1 - (2) これからの市民協働		
主担当課	福祉部 福祉総務課	関係課		
「どんな状況？」 (現状、問題点、必要性など)	<ul style="list-style-type: none"> 参加者の高齢化が進んでいる。 地域福祉の取組については、市内16小学校区で地域福祉推進委員会が設立され、市民、社会福祉協議会と三者協働で進めてきた。 平成25年度に市民（地域福祉推進委員会）、社会福祉協議会、市の三者協働で第3期地域福祉推進計画を策定。 			
「どうする？」 (方針、取組内容など)	<ul style="list-style-type: none"> 市民（地域福祉推進委員会）、社会福祉協議会、市の三者協働で第3期地域福祉推進計画を策定し、5年という限られた期間内での確実な進捗を図る。 可能な限り幅広い世代の参加を増やす取組を行う。 地域福祉を担う人材の確保・育成 			
年度	年度別計画（計画及び実績）： 実績、内容、数値、効果など			
	計 画		実 績	
25	<ul style="list-style-type: none"> 地域ケアシステム推進事業 		<ul style="list-style-type: none"> 相談業務、地域福祉推進のための講座や認知症予防講座等も開催した。 市民アンケートや16小学校区地域福祉推進委員会へのヒアリングなどを実施して、第3期地域福祉推進計画を策定した。 	
	—			
26	<ul style="list-style-type: none"> 継続して実施 		<ul style="list-style-type: none"> 相談業務を17ヵ所で開催した。 助け合いのまちづくりを進めるために、地域住民の交流を促進し、地域の活性化を図る事業を行う団体等に補助金を交付することにより支援した。 	
	—			
27	<ul style="list-style-type: none"> 16小学校区で地域福祉パソコン講座を実施 		<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉講座を地域におろし、13小学校区でパソコン講座を実施した。 各地区で行った地域福祉講座のアンケートの結果、翌年度の内容をパソコン講座・健康講座・防災講座から地域が選択して講座を決定する予定。 	
	—			
28	<ul style="list-style-type: none"> 16小学校区で地域福祉パソコン講座・健康講座・防災講座を実施 		<ul style="list-style-type: none"> 小学校区毎に地域がパソコン講座・健康講座・防災講座から選択して講座を実施することに決定した。 16小学校区で地域福祉講座を実施した。講座実施内訳として、パソコン講座が3地区、健康講座が7地区、防災講座が6地区でした。 	
	—			
29	<ul style="list-style-type: none"> 16小学校区で地域福祉スマートフォン講座・健康講座・かしはら安心パークツアー・己書講座を実施 		<ul style="list-style-type: none"> 小学校区毎に地域がスマートフォン講座・健康講座・かしはら安心パークツアー・己書講座から選択して講座を実施することに決定した。 16小学校区でスマートフォン講座が2地区、健康講座が6地区、己書が5地区、かしはら安心パークが3地区でした。 	
	—			

累計	—	
----	---	--

改革 No. : 5	改革名	市民協働による健康増進・保健事業		
第5次行革大綱の該当項目		1 - (2) これからの市民協働		
主担当課	健康部 健康増進課	関係課	-	
「どんな状況？」 (現状、問題点、必要性など)	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘルスリーダー（運動普及推進員、食生活改善推進員）の養成講座を実施し、講座の終了者によって組織されたボランティアグループが、学習した健康情報を市民に伝え、市民の健康づくり推進の役割を担っている。 <ul style="list-style-type: none"> *運動普及推進員 - ウォーキングや軽スポーツ、ストレッチ等を開催 *食生活改善推進員 - 伝達講座（調理実習）等の実施、ヘルシーメニューの弁当づくり、離乳食教室での試食作り等を開催 *ふれあい・いきいき祭での食・運動コーナーを担当 ・平成28年度より、新たに、がん予防知識を住民に啓発するがん予防推進員を養成している。民生児童委員・ヘルスリーダー等、既に活動拠点を持つ方を対象にしている。 <ul style="list-style-type: none"> *がん予防推進員 - 各自の活動拠点での、がん予防知識の啓発活動をおこなう。 ・母子保健推進員養成講座を実施し、講座修了者によって組織されたボランティアグループが訪問活動等を通して母子保健の推進を担っている。 <ul style="list-style-type: none"> *こんにちは赤ちゃん訪問 - 育児の不安や悩みの傾聴、子育て支援に関する必要な情報の提供 *6～7か月児健康相談 - 遊びの紹介 ・上記ボランティアの地道な活動により、健康づくり、母親サポート、児童虐待予防等の取組を進めている。 ・ボランティア活動には様々な価値観を持った人が参加された。 			
「どうする？」 (方針、取組内容など)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民参画、市民協働による健康づくりを進める。 ・ボランティア（運動普及推進員、食生活改善推進員・がん予防推進員・母子保健推進員）を育成する。 ・ボランティアによる主体的な活動を継続して行うことにより、地域の健康・保健事業に必要な役割を担ってもらう。 ・ボランティア活動が、継続した活動となり、地域等により広がっていくよう、健康づくり研修や交流の場の提供など、積極的に支援する。 			
年度	年度別計画（計画及び実績） : 実績、内容、数値、効果など			
	計 画	実 績		
25	<ul style="list-style-type: none"> ・食生活改善推進員・運動普及推進員・母子保健推進員の育成と地域活動に対する支援の実施 	<ul style="list-style-type: none"> <食生活改善推進員> <ul style="list-style-type: none"> ・食生活改善推進員養成講座（12/12回） ・食推伝達講習（10/10回） ・離乳食教室試食作り（12/12回） ・メタボ改善！ビフォーアフター教室食事体験（2/2回） ・骨密度チェックのお弁当作り（2/2回） ・市内歯科医院にかみかみレシピの配布 ・市各種事業への協力（1回） <運動普及推進員> <ul style="list-style-type: none"> ・運動普及推進員養成講座（12/12回） ・定例ウォーキング（10/11回天候不良で1回中止） ・軽スポーツ（10/10回） ・いきいき体操（10/10回） ・ハイキング（2/2回） 		

		<ul style="list-style-type: none"> ・出前講座 (7回) ・マップウォーキング作成と配布 ・市各種事業への協力 (13回) <p><母子保健推進員></p> <ul style="list-style-type: none"> ・こんにちは赤ちゃん訪問 (193件) ・母子保健推進員養成講座 (9/9回) ・市各種事業への協力 (1回)
26	・食生活改善推進員・運動普及推進員・母子保健推進員の育成と地域活動に対する支援の実施	<p><食生活改善推進員></p> <ul style="list-style-type: none"> ・食生活改善推進員養成講座 (12/12回) ・食推伝達講習 (11/11回) ・離乳食教室試食作り (12/12回) ・マザーズクラス試食作り (6/6回) <p><運動普及推進員></p> <ul style="list-style-type: none"> ・運動普及推進員養成講座 (12/12回) ・定例ウォーキング (11/11回) ・軽スポーツ (11/11回) ・いきいき体操 (10/10回) ・ハイキング (2/2回) ・出前講座 (5回) ・マップウォーキング作成と配布 ・市各種事業への協力 (10回) <p><母子保健推進員></p> <ul style="list-style-type: none"> ・こんにちは赤ちゃん訪問 (186件) ・母子保健推進員養成講座 (9/9回) ・6～7ヶ月健康相談 (24/24回)
27	・食生活改善推進員・運動普及推進員・母子保健推進員の育成と地域活動に対する支援の継続実施	<p><食生活改善推進員></p> <ul style="list-style-type: none"> ・食生活改善推進員養成講座 (11/11回) ・食推伝達講習 (11/11回) ・離乳食教室試食作り (24/24回) ・マザーズクラス試食作り (6/6回) <p><運動普及推進員></p> <ul style="list-style-type: none"> ・運動普及推進員養成講座 (11/11回) ・定例ウォーキング (11/11回) ・軽スポーツ (11/11回) ・いきいき体操 (10/10回) ・ハイキング (1/2回) ・出前講座 (6回) ・市各種事業への協力 (18回) <p><母子保健推進員></p> <ul style="list-style-type: none"> ・こんにちは赤ちゃん訪問 (219件) ・母子保健推進員養成講座 (9/9回) ・6～7ヶ月健康相談 (24/24回)
28	・食生活改善推進員・運動普及推進員・がん予防推進員・母子保健推進員の育成と地域活動に対する支援の継続実施	<p><食生活改善推進員></p> <ul style="list-style-type: none"> ・食生活改善推進員養成講座 (11/11回) ・食推伝達講習 (11/11回) ・離乳食教室試食作り (24/24回) ・マザーズクラス試食作り (6/6回) <p><運動普及推進員></p> <ul style="list-style-type: none"> ・運動普及推進員養成講座 (11/11回)

		<ul style="list-style-type: none"> ・定例ウォーキング (11/11 回) ・軽スポーツ (11/11 回) ・いきいき体操 (11/11 回) ・ハイキング (1/2 回) ・出前講座 (7 回) ・市各種事業への協力 (9 回) <p><がん予防推進員></p> <ul style="list-style-type: none"> ・がん予防推進員養成講座 (3/3 回) ・活動検討会 (1 回) <p><母子保健推進員></p> <ul style="list-style-type: none"> ・こんにちは赤ちゃん訪問 (239 件) ・母子保健推進員養成講座 (9/9 回) ・6～7 ヶ月健康相談 (24/24 回)
29	<p>・食生活改善推進員・運動普及推進員・がん予防推進員・母子保健推進員の育成と地域活動に対する支援の継続実施</p>	<p><食生活改善推進員></p> <ul style="list-style-type: none"> ・食生活改善推進員養成講座 (11/11 回) ・食推伝達講習 (11/11 回) ・離乳食教室試食作り (24/24 回) ・マザーズクラス試食作り (6/6 回) <p><運動普及推進員></p> <ul style="list-style-type: none"> ・運動普及推進員養成講座 (11/11 回) ・定例ウォーキング (11/11 回) ・軽スポーツ (11/11 回) ・いきいき体操 (11/11 回) ・ハイキング (1/2 回) ・出前講座 (4 回) ・市各種事業への協力 (11 回) <p><がん予防推進員></p> <ul style="list-style-type: none"> ・がん予防推進員養成講座 (3/3 回) ・フォローアップ研修 (1 回) ・市各種事業への協力 (健康福祉まつり) (1 回) <p><母子保健推進員></p> <ul style="list-style-type: none"> ・こんにちは赤ちゃん訪問 (239 件) ・母子保健推進員養成講座 (9/9 回) ・6～7 か月健康相談 (24/24 回)
累計	—	<p>5年間の活動実績及び訪問件数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食生活改善推進員 236 回 ・運動普及推進員 314 回 ・母子保健推進員 142 回、1076 件 ・がん予防推進員 9 回 (2年間)

改革 No. : 6	改革名	市民協働による環境保全、地球温暖化対策の推進		
第5次行革大綱の該当項目		1 - (2) これからの市民協働		
主担当課	環境づくり部 環境衛生課	関係課	-	
「どんな状況？」 (現状、問題点、必要性など)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度に橿原市地球温暖化対策地域協議会「エコライフかしはら」を立ち上げ、様々な啓発活動を実施してきた。 ・平成24年度には橿原市環境基本条例を制定。そして、条例に基づき、「エコライフかしはら」の会員及び公募市民とともに、橿原市環境総合計画を策定した。 ・橿原市環境総合計画以前の取組みでは、目標や具体的な施策が不足していた。 ・2020年度以降の気候変動に係る国際枠組み「パリ協定」に日本が批准し、その目標達成のため、環境行政を取り巻く状況はますます厳しくなっていく見通しである。 			
「どうする？」 (方針、取組内容など)	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き啓発活動を実施する。 ・「エコライフかしはら」により、環境総合計画に基づく市民協働による取組を行う。 ・市民団体等との協働による環境プロジェクト(①かしはら魅力再発見、②エコライフスタイル、③絆づくり)を企画、実行することで、より多くの市民に対し、環境保全や地球温暖化対策を訴えていく。 ・市民の意識を高めるため、できる事業から取り組んでいく。 			
年度	年度別計画(計画及び実績) : 実績、内容、数値、効果など			
	計画	実績		
25	<ul style="list-style-type: none"> ・市民協働による環境プロジェクトを企画し、具体策を作る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト具体化に向けて飛鳥川流域での活動の取組を調査(4月) ・大規模店舗における環境イベント「エコライフサロン」の実施(6月・2月) ・エコウォーキングの実施(10月) ・環境シンポジウムの開催(3月) ・温暖化に関する出前講座の実施(随時) 		
	-			
26	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトを継続して実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模店舗における環境イベント「エコライフサロン」の実施(7月・2月) ・エコウォーキングの実施(10月11日実施) ・エコフェスタ2014in まほろばの開催(10月25日実施) ・温暖化に関する出前講座の実施(随時) 		
	-			
27	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・八木駅前では節電キャンペーンを実施。(7月・1月) ・近鉄百貨店主催の夏休み子ども博へブース出展を行った。(8月) ・大規模店舗における環境イベント「エコライフサロン」の実施(2月) ・エコウォーキングの実施(10月4日実施) ・エコフェスタ2015in まほろばの開催(10月24日実施) ・温暖化に関する出前講座の実施(随時) 		
	-			

28	・継続して実施	<ul style="list-style-type: none"> ・八木駅前由省エネキャンペーンを実施。(7月・1月) ・近鉄百貨店主催の夏休みこども博へブース出展を行った。(8月) ・エコウォーキングの実施(11月13日実施) ・エコフェスタ2016inまほろばの開催(10月22日実施) ・温暖化に関する出前講座の実施(随時)
	—	
29	・継続して実施	<ul style="list-style-type: none"> ・八木駅前由省エネキャンペーンを実施。(7月・2月) ・温暖化に関する出前講座の実施(随時) ・エコフェスタ2017inまほろばの開催(10月28日) ・地域協議会会員によるCO2見える化の研究(4月～3月)
	—	
累計	—	

改革 No. : 7	改革名	地域における環境衛生対策の推進 (猫不妊手術費の助成)		
第5次行革大綱の該当項目		1 - (2) これからの市民協働		
主担当課	環境づくり部 環境衛生課	関係課	-	
「どんな状況？」 (現状、問題点、必要性など)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に住み着いている飼い主不明の猫(地域猫)が増加し、苦情も出ている。 ・飼い主不明の猫(地域猫)が増加することにより、生活環境が損なわれる地域が発生し、地元の自治会等がその対応に苦慮している。 			
「どうする？」 (方針、取組内容など)	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会や市民団体を対象として、地域に住み着いている飼い主不明の猫(地域猫)に対する不妊手術費の一部助成を行う。ただし、平成24年度までは、不必要な猫の繁殖を制限するため、飼い主へ飼い猫の不妊手術費用の一部助成を行っていた。 ・広報に、猫の飼い方に関するマナーなどを掲載することで、「えさやり」や「捨て猫」の防止に努める。 ・地域に住み着いている飼い主不明の猫(地域猫)を増やさない取り組みを進める。 			
年度	年度別計画 (計画及び実績) : 実績、内容、数値、効果など			
	計 画		実 績	
25	<ul style="list-style-type: none"> ・飼い主不明の猫(地域猫)による生活環境を著しく損なわされている自治会及びその他市民団体等に対して改善を図る為、広報やパネル展での啓発活動を行う。 啓発活動件数 4回		<ul style="list-style-type: none"> ・広報「かしはら」5月号では飼い主がいない猫不妊手術費助成制度について、9月号では動物愛護パネル展開催について掲載。 ・ホームページには、「地域猫不妊手術費の助成」についての説明事項を掲載。 ・動物愛護週間に合わせ、動物と暮らすことを考える機会とした動物愛護パネル展示を9月20日から26日まで実施。 ・猫への餌やりや捨て猫防止等のチラシを平成26年4月号の広報誌折込にて配布した。 	
			参考：地域猫不妊手術費助成制度利用数 94匹	
26	<ul style="list-style-type: none"> ・地域猫に対する不妊手術費の助成 (100匹) ・広報かしはらでの動物愛護の啓発 4回/年 ・動物愛護週間パネル展 ・猫への餌やりや捨て猫防止等のチラシ・看板を必要団体に配布 		<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページには、「地域猫不妊手術費の助成」についての説明事項を掲載。 ・動物愛護週間に合わせ、動物と暮らすことを考える機会とした動物愛護パネル展示を9月20日から26日まで実施。 ・猫への餌やりや捨て猫防止等の看板を作成し必要な方に配布した。 	
			参考：地域猫不妊手術費助成制度利用数 100匹	
27	<ul style="list-style-type: none"> ・地域猫に対する不妊手術費の助成 ・広報かしはらでの動物愛護の啓発 4回/年 ・動物愛護週間パネル展 ・猫への餌やりや捨て猫防止等のチラシ・看板を必要団体に配布 		<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページには、「地域猫不妊手術費の助成」についての説明事項を掲載。 ・動物愛護週間に合わせ、動物と暮らすことを考える機会とした動物愛護パネル展示を9月19日から27日まで実施。 ・猫への餌やりや捨て猫防止等の看板を作成し必要な方に配布した。 	
			参考：地域猫不妊手術費助成制度利用数 100匹	
28	<ul style="list-style-type: none"> ・地域猫に対する不妊手術費の助成 ・広報かしはらでの動物愛護の啓発 4回/年 ・動物愛護週間パネル展 ・猫への餌やりや捨て猫防止等のチラシ・看板を必要団体に配布 		<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページには、「地域猫不妊手術費の助成」についての説明事項を掲載。 ・動物愛護週間に合わせ、動物と暮らすことを考える機会とした動物愛護パネル展示を9月16日から22日まで実施。 ・猫への餌やりや捨て猫防止等の看板を作成し必要な方に配布した。 	
			参考：地域猫不妊手術費助成制度利用数 100匹	

		に配布した。
		参考：地域猫不妊手術費助成制度利用数 100匹
29	<ul style="list-style-type: none"> ・地域猫に対する不妊手術費の助成 ・広報かしはらでの動物愛護の啓発 4回/年 ・動物愛護週間パネル展 ・猫への餌やりや捨て猫防止等のチラシ・看板を必要団体に配布 	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページには、「地域猫不妊手術費の助成」についての説明事項を掲載。 ・動物愛護週間に合わせ、動物と暮らすことを考える機会とした動物愛護パネル展示を9月8日から15日まで実施。 ・猫への餌やりや捨て猫防止等の看板を作成し必要な方に配布した。
		参考：地域猫不妊手術費助成制度利用数 99匹
累計	平成25年度 ～ 平成29年度の合計	493匹

改革No. : 8	改革名	市民協働による違反広告物の除却の取組	
第5次行革大綱の該当項目	1 - (2) これからの市民協働		
主担当課	まちづくり部 緑地景観課	関係課	
「どんな状況？」 (現状、問題点、必要性など)	<ul style="list-style-type: none"> ・違反広告物の除却について、平成17年度から、市内の違反広告物追放推進団体によるボランティアでの簡易除却を行っている。 ・違反広告物であっても、財産権を有するものであるため、むやみに除却することはできない。市長が認め、委嘱状を渡している団体のみ。資格は不要。 ・平成24年度現在登録数 全15団体 合計人数202名 (2年ごとに更新) ・平成24年度(4月～3月)の除却件数 全体1,136件 うち団体によるもの114件 ・団体数を増やすためのPR活動を行っているが、地区や団体により温度差があり、また構成員の高齢化が問題となっている。 		
「どうする？」 (方針、取組内容など)	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の町の景観は自分で守るという考え方を持ってもらおう。 ・市内の地区によるバラつきや温度差などがあるので、できる限り平準化する。 ・高齢化に伴い脱退される方が増加傾向にあるが、違反広告物は減少傾向にあることから、現在の団体数を維持する。 		
年度	年度別計画(計画及び実績) : 実績、内容、数値、効果など		
	計画	実績	
25	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の団体数を維持し、団体数増加を目指すPR活動を行う。 <p style="text-align: center;">団体数 12団体</p> <p style="text-align: center;">—</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・12団体：173名(減少理由：高齢化により脱退される方が増加傾向にあるため) ・除却件数：全体1,031件 うち団体によるもの88件(違反広告物の減少により、団体による除却数も減少傾向にある) 	
26	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して実施 <p style="text-align: center;">団体数 12団体</p> <p style="text-align: center;">—</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・12団体：163名(減少理由：高齢化により脱退される方が増加傾向にあるため) ・除却件数：全体1,045件。うち団体によるもの30件(違反広告物はやや増加、団体による除却数は減少傾向にある) 	
27	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して実施 <p style="text-align: center;">団体数 13団体</p> <p style="text-align: center;">—</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・12団体：165名(人員2名増加) ・除却件数：全体431件。うち団体によるもの43件(違反広告物は減少しているが、団体による除却数は増加している。) ・景観啓発パネル展において、違反広告物追放推進団体募集のPR活動を実施。 	
28	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して実施 <p style="text-align: center;">団体数 13団体</p> <p style="text-align: center;">—</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・12団体：165名 ・除却件数：全体733件。うち団体によるもの73件(違反広告物は増加の傾向、団体による除却数もやや増加している。) ・景観啓発パネル展において、違反広告物追放推進団体募集のPR活動を実施。 	
29	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して実施 <p style="text-align: center;">団体数 11団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・11団体：164名 ・除却件数：全体280件。うち団体によるもの19件(違反広告物は減少の傾向、団体による除却数も減少している。) 	

	—	・景観啓発パネル展において、違反広告物除却の活動のPRを実施。
累計	—	除却件数減少傾向のため、団体数は現状維持とする。

改革No. : 9	改革名	未来の有権者に対する啓発
第5次行革大綱の該当項目		1 - (2) これからの市民協働
主担当課	選挙管理委員会事務局	関係課
「どんな状況？」 (現状、問題点、必要性など)	<ul style="list-style-type: none"> 選挙における投票率が年々低下している状況である。特に年齢が若い世代の投票率の低さが顕著であることから、選挙や政治離れが進行していることが懸念される。 特に年齢が若い世代に多く見られる、選挙や政治に対する無関心や無責任の意識を変えていく必要がある。 また選挙の大切さを伝えていく「担い手」を育成する必要がある。 	
「どうする？」 (方針、取組内容など)	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年2月3日執行の市議会議員選挙において、投票所の事務補助として高校生が従事するようにした。将来有権者となる高校生が選挙事務を体験することで、選挙や政治を身近なものとして実感し、政治への意識が向上することをめざす。 高校生が投票に従事することで、来場者など周囲の有権者の意識も変わることが考えられる。 小・中・高校生向けに選挙出前講座を実施する。また模擬投票などを通じて「選挙」というものを体験し、選挙や政治を身近なものとして実感するよう努める。 担い手の育成として、「橿原市明るい選挙推進協議会」の協力を得て、啓発ボランティアの養成を行う。 	
年度	年度別計画（計画及び実績） : 実績、内容、数値、効果など	
	計 画	実 績
25	<ul style="list-style-type: none"> 投票事務従事者として、高校生10人を配置（5投票所） 小学校、中学校各1校で出前講座を開催（年間2回） 	<p>高校生事務従事者は7月21日執行の参院選で計画通りに配置。出前講座は11月12日に橿原中学校、12月16日に橿原高校、1月28日に畝傍高校で県選管の協力の下、選挙制度の解説や選挙物品の貸与を行った。</p>
26	<ul style="list-style-type: none"> 選挙予定はないが、執行時には高校生10人を配置（5投票所） 小学校、中学校、高校の中から3校で出前講座を開催（年間3回） インターシップの活用を検討 	<p>県選管・県内他市選管の協力の下、事前準備を経て、6月4日に橿原高校の生徒会役員選挙を実際の選挙器具を使用して実施した。また、11月17日に白樺中学校、11月21日に晩成小学校で選挙制度の解説を行った。</p>
27	<ul style="list-style-type: none"> 投票事務従事者として、高校生20人を配置（10投票所） 小学校、中学校、高校の中から3校で出前講座を開催（年間3回） インターシップの活用を検討 	<p>高校生投票事務従事者は4月10日執行の知事県議選で従前どおり5投票所（10名）に配置した。6月3日に橿原高校で、1月27日に畝傍高校で生徒会役員選挙の補助を行い、1月7日に橿原高校、2月19日に耳成南、26日に晩成各小学校で出前講座を実施した。</p>
28	<ul style="list-style-type: none"> 投票事務従事者として、高校生30人を配置（15投票所） 小学校、中学校、高校の中から3校で出前講座を開催（年間3回） インターシップの活用を検討 	<p>高校生投票事務従事者は7月10日執行の参院選で当日の5投票所（10名）に加え、橿原高校に設置した期日前投票所でも10名を配置した。2月5日執行の市議選では当日の5投票所（12名）に配置した。4月15日に橿原美容専門学校、6月18日に聖心学園中等教育学校、10月27日に光陽中学校、2月24日に白樺北小学校、3月21日に畝傍高校で出前講座を実施した。また、6月2日に橿原高校、11月21日に光陽中学校で生徒会役員選挙の補助を実施した。</p>
29	<ul style="list-style-type: none"> 選挙予定はないが、執行時には高校生30人を配置（15投票所） 小学校、中学校、高校の中から3校で出前講座を開催（年間3回） インターシップの活用を検討 	<p>県選管の協力により橿原高校で、京都大学大学院主権者教育研究会と協働し、耳成南学童クラブと畝傍高校で、橿原市単独で小学校3校、中学校2校でそれぞれ出前講座を実施した。また、5月31日に橿原高校で生徒会役員選挙の補助を実施した。</p>

累計	—	
----	---	--

改革No. : 10	改革名	広域行政の推進	
第5次行革大綱の該当項目		2-(1) 事務事業の見直し	
主担当課	総合政策部 企画政策課	関係課	
「どんな状況？」 (現状、問題点、必要性など)	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良県では、平成20年度から、県と市町村との役割分担の見直しを行っており、「奈良モデル」と呼ばれている。 ・平成8年度から組織している飛鳥広域行政事務組合では、平成23年4月に「広域圏基本計画」を策定し、平成28年3月までの事業を定めた。 ・住民生活に必要な機能を、単独の自治体で十分に整備することが困難な市町村については、周辺地域との連携と交流を図らなければならない。 		
「どうする？」 (方針、取組内容など)	<ul style="list-style-type: none"> ・「奈良モデル」に基づき、引き続き奈良県との連携を行う。 ・「広域圏基本計画」に基づき、観光客の誘致や地域間交流、また情報発信等の事業を進める。 ・広域的に取り組める事業については、効率化を進めるため、共同で事務処理を行うことも考える。 		
年度	年度別計画（計画及び実績） : 実績、内容、数値、効果など		
	計画	実績	
25	<ul style="list-style-type: none"> ・「奈良モデル」による協議 ・「広域圏基本計画」による事業 ・共同で行う事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・「奈良モデル」については、本年度は特に新たな進展はなかったが、引き続き県・市町村が協働して調査・実現に向けた具体的な検討を行う。 ・広域圏基本計画事業の実施 	
	—		
26	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・「奈良モデル」で取り組むべき各課題に対し、引き続き県・市町村が協働して検討を重ねている。 ・広域圏基本計画事業の実施 	
	—		
27	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・「奈良モデル」での取り組みについては、県に対して1件要望を提出し、1件採択された（「相互融通管路工事」）。 ・広域圏基本計画事業の実施 ・新たに平成33年度までの飛鳥広域圏計画を策定した。 	
	—		
28	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・「奈良モデル」での取り組みについては、県に対して2件要望を提出し、1件採択された（し尿広域処理事業）。 ・飛鳥広域圏計画事業の実施 	
	—		
29	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・「奈良モデル」での取り組みについては、県に対して1件要望を提出し、1件採択された（中和医療圏二次救急医療事業）。 ・飛鳥広域圏計画事業の実施 	
	—		

累計	—	・H27～H29 4件要望、3件採択 ・飛鳥広域圏計画事業の実施
----	---	-------------------------------------

改革 No. 1 1	改革名	情報システムの最適化		
第5次行革大綱の該当項目		2-(1) 事務事業の見直し 3-(7)-② 市民サービスを向上させることを目的とした電子自治体の推進		
主担当課	総合政策部 情報政策課	関係課	関係各課	
「どんな状況？」 (現状、問題点、必要性など)	<ul style="list-style-type: none"> ・ホストコンピュータで集中管理してきた業務は、サーバ機器の高性能化及び低価格化により、一部の業務システムでは、各担当課での調達・構築・運用と、分散処理をされている。 ・現在、基幹業務（住基、税、福祉等）については、ホストコンピュータシステムや各種業務システムで運用しているため、データの重複管理や各システム間での複雑なデータ処理がある。 ・法律や制度改正等に対応するためのシステム改修等の経費が多額になってきている。 ・それぞれの担当課では、業務の効率化のためのシステム導入が進んでおり、情報化に関連する経費（コスト）は、年々増大している。 			
「どうする？」 (方針、取組内容など)	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹業務を制度面や運用面から見直し、分散しているシステムを効率的に共通化及び一元化することを目的とする「システム最適化計画」を策定し、効率化及び合理化をめざす。 ・既存の情報システムの契約状況、更新時期、運用経費やシステム更新費用等について調査する。 ・統合化した基幹系システムを計画的に導入する。 ・システム形態や運用について、クラウドシステムや外部委託も含めて検討する。 ※クラウドシステム — 専門業者のデータセンターにサーバ・システム一式を配置し、これをサービスとして利用するため、基本的にカスタマイズできない。 ・新規システムの導入の際は、それぞれの担当部課と情報政策課とで十分な協議を行い、制度改正、総コスト、費用対効果等を踏まえて、計画的に進める。 			
年度	年度別計画（計画及び実績）：実績、内容、数値、効果など			
	計画	実績		
25	<ul style="list-style-type: none"> ・システム最適化計画の策定 ・基幹系システム導入計画の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・システム最適化計画の策定支援をコンサルティング会社に業務委託により実施することと決定し、その業者選定を平成25年8月9日から公募型プロポーザル方式により選定を実施。 ・平成25年9月26日に榎原市情報システム最適化計画策定業務事業者選定委員会を開催し、委託業者を決定。 ・最適化計画に向けた現行システムのアンケート及びヒアリングによる調査を実施。 ・対象課に対して最適化方針案の説明実施。 ・RFIによるシステム業者より情報収集、コストシミュレーション実施。 ・主要ベンダ(3社)によりパッケージシステムのデモ実施。 ・情報化推進会議の承認を受け、情報システム最適化計画を策定し、対象課への説明実施。 		
26	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹系システム調達仕様書の作成 ・基幹系システムの選定 	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度実施の榎原市情報システム最適化計画策定業務の委託業者と計画実施支援契約を締結した。 ・23業務を一括更新する基幹系情報システム更新業務を実施する業者選定を平成26年5月9日から公募型プロポーザル方式により開始。 ・平成26年6月にパッケージの機能適合性やデモンストレーション及び企画提案のプレゼンテーションの評価結果をもとに事業者を決定。(8月に契約締結) ・平成26年8月に関係部署に対して基幹系情報システム更 		

		<p>新に向けた説明会を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年 9 月より基幹系情報システム更新業務のキックオフ会議を実施し、各業務の機能要件について内容確認を進め、11 月末にコンビニ収納・学齢簿など追加業務及び業務上必要となるカスタマイズ要件をまとめ、12 月にカスタマイズ等実施対象を決定し、翌年 2 月に契約変更。 平成 26 年 10 月 26 日に、全所属を対象として情報システム最適化計画説明会を開催し、計画の周知とシステム導入・改修時の手順を説明。 庁内の情報システムに関する契約情報を収集し、全体的な情報システム経費の把握。
	—	
27	<ul style="list-style-type: none"> 基幹系システムの導入準備 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 25 年度実施の橿原市情報システム最適化計画策定業務の委託業者と計画実施支援契約を締結した。 各業務システムのデータ移行テストを行い、データ検証の実施。 住基ネットシステムとの連携開始（7 月） 昨年度に決定した各業務の機能要件について、未確定事項および追加事項の内部確認を進め、機器構成の拡充および業務上必要となるカスタマイズ要件を纏め、カスタマイズ等実施対象を決定し、8 月に契約変更。 基幹系情報システムの導入と並行して、当該システムにマイナンバー制度に係るシステム改修を実施（8 月に契約締結） 基幹系情報システムの順次本番稼動（12 月～1 月初め） ホストコンピュータの運用停止（12 月末）
	—	
28	<ul style="list-style-type: none"> 基幹系システムの本稼動 基幹系システムの運用管理 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 25 年度実施の橿原市情報システム最適化計画策定業務の委託業者と計画実施支援契約を締結した。 生活福祉課で独自導入していた生活保護システムを、基幹系情報システムの 1 つとして、システム更新した（4 月に契約締結し、11 月本稼動）。 基幹系情報システムに対応した総合窓口システムの構築契約を締結した（5 月）。 基幹系情報システムに、マイナンバー制度に係るシステム改修を実施（6 月に契約締結） 税務課で独自導入していた申告支援システムを、基幹系情報システムの 1 つとして、システム更新した（9 月に契約締結し、1 月本稼動）。 基幹系情報システムにおいて、業務効率化のためシステム改修を実施（1 月に契約締結） 基幹系システムの再構築結果、IT ガバナンスの推進状況について対象課アンケートを行い、現状と課題を整理した。 内部事務システム（グループウェア、財務会計、人事給与、庶務事務、文書管理システム）について、統合型内部事務システムの導入の可否を検討し、最適化計画（追補版）を 3 月策定した。 情報システムの新規導入及び改修等に関する見積りを一定

		の基準で精査するため、明細の様式を共通化した「統一積算書」にて提出を求め、業務担当者に助言等を実施した。
	—	
29	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹系システムの運用管理 ・ 基幹系システムを総合窓口で利用開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 25 年度実施の檀原市情報システム最適化計画策定業務の委託業者と計画実施支援契約を締結した。 ・ 前年度より引き続き、基幹系情報システムに対応した総合窓口システムの構築契約を締結した（6月に契約締結し、2月本稼働）。 ・ 証明書コンビニ交付システムの構築及び関連業務契約を締結した（6月より順次契約締結し、2月本稼働）。 ・ 分庁舎移設に伴う基幹系情報システムの機器移設及び設定変更業務等を実施した（12月より順次契約締結し、2月本稼働）。 ・ マイナンバー制度のマイナポータルお知らせ表示機能のシステム改修を実施した（11月に契約締結し、2月本稼働）。 ・ 平成 29 年 3 月に策定した最適化計画（追補版）に基づき、財務会計システムの更新に向けてシステム業者に対してRFI（情報提供依頼）を行い、最新パッケージシステムの情報収集を実施した（7月：RFI [1 回目]、2月：RFI [2 回目]、3月：調達仕様・機能要件の素案作成）。 ・ 基幹系情報システムに、マイナンバー制度に係るシステム改修を実施した（1月に契約締結）。
	—	
累計	—	<p>情報システム最適化計画を H26 年 3 月に策定し、当該計画に基づき「基幹系情報システム」(H26 年度)のオープン化・集約化を実施した。生活保護システム・申告支援システムなどの関連システムも、基幹系情報システムとして集約化して導入した。H30 年 2 月の分庁舎オープンに合わせて、総合窓口システム・証明書コンビニ交付システムが稼働した。内部情報システムの最適化として、財務会計システムをクラウドシステムにて調達することを決定した。</p>

改革 No. : 1 2	改革名	適正保護の充実（不正受給の防止対策）		
第5次行革大綱の該当項目		2 - (1) 事務事業の見直し	3 - (2) 信頼される市役所の実現	
主担当課	福祉部 生活福祉課	関係課	-	
「どんな状況？」 (現状、問題点、必要性など)	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護費の受給中に、それ以外の収入があったにもかかわらず、届け出ず、不正受給として取り扱う事例が、例年後を絶たない。 働けないにもかかわらず、パチンコ等の遊技に興じている例や、自動車の所有や使用が認められていないにもかかわらず、自動車で来庁する例もある。 不正受給については、受給者の故意による例もあるが、受給中の義務について、受給者が周知されていないことや、また十分な理解をされていないこともあることから、仮に十分な周知が行っていれば、不正受給は防止できた可能性もある。 			
「どうする？」 (方針、取組内容など)	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護費の受給に際して課される義務等については、受給中も継続して、定期的に注意喚起し、不注意や過失等による不正受給を未然に防止する。 (年1回 → 年4回程度) 地区の窓口である民生委員に対しても、定期的に周知する。 故意に不正受給をしようとする者に対しては、ルールに従って、厳しく対応していく。 遊技場等への立ち入り調査、駐車場の賃貸状況調査等を新たに実施する。 生活保護制度の秩序や意義を守り、適正保護を充実する。 			
年度	年度別計画（計画及び実績） : 実績、内容、数値、効果など			
	計 画	実 績		
25	<ul style="list-style-type: none"> 受給者や民生委員に対する周知を行う。 遊技場等への立ち入り調査等を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 受給者に対しては、毎月の保護費の通知の際に、車の所有・使用等不正受給に係る事項について啓発文を同封し、注意喚起を図っている。また、通知を配布頂く民生委員にもその旨周知し理解を求めている。 遊技場への立ち入り等各種調査の事業計画を立て、7回の抜き打ち調査等を実施している。 		
	-			
26	<ul style="list-style-type: none"> 継続して実施 	<ul style="list-style-type: none"> 受給者に対して、収入申告月の保護費通知に不正受給に係る事項について啓発文を同封し注意喚起を図った。また保護費通知を受給者に配布いただいている民生委員にも啓発内容を通知して理解と協力を求めた。 様式第17号（第4条関係 同意書）を受給者本人と面談して徴しており、その際も不正受給を注意喚起した。 (年度内に全受給者から同意書の受領を完了。) 遊技場への立ち入り調査等の各種調査を適時行い、抜き打ちの現場調査（1回）を実施した。 		
	-			
27	<ul style="list-style-type: none"> 継続して実施 	<ul style="list-style-type: none"> 受給者に対して、収入申告月の保護費通知に不正受給に係る事項について啓発文を同封し注意喚起を図った。また保護費通知を受給者に配布いただいている民生委員にも啓発内容を通知して理解と協力を求めた。 様式第17号（第4条関係 同意書）を受給者本人と面談して徴しており、その際も不正受給を注意喚起した。 遊技場への立ち入り調査等の各種調査を適時行い、抜き 		

		打ちの現場調査を実施。
	—	
28	・継続して実施	<ul style="list-style-type: none"> ・受給者に対して、収入申告月の保護費通知に不正受給に係る事項について啓発文を同封し注意喚起を図っている。また保護費通知を受給者に配布いただいている民生委員にも啓発内容を通知して理解と協力を求めている。 ・様式第17号(第4条関係 同意書)を受給者本人と面談して徴しており、その際も不正受給を注意喚起している。 ・必要に応じて各種関係機関調査、および現場調査を適時実施している。
	—	
29	・継続して実施	<ul style="list-style-type: none"> ・受給者に対して、収入申告月の保護費通知に不正受給に係る事項について啓発文を同封し注意喚起を図っている。また保護費通知を受給者に配布いただいている民生委員にも啓発内容を通知して理解と協力を求めている。 ・様式第17号(第4条関係 同意書)を受給者本人と面談して徴しており、その際も不正受給を注意喚起している。 ・必要に応じて各種関係機関調査、および現場調査を適時実施している。 ・遊技場等への立ち入り調査、駐車場の貸貸状況調査等を新たに実施した。
	—	
累計	—	

改革 No. : 13	改革名	生活保護事務における事務の効率化 (課内LANの活用)		
第5次行革大綱の該当項目		2-(1) 事務事業の見直し		
主担当課	福祉部 生活福祉課	関係課	-	
「どんな状況？」 (現状、問題点、必要性など)	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護事務は、その事務処理基準が広範囲にわたるものであり、また他の法律等との関係も数多く発生する 事務に関するマニュアルは存在するが、従来からの紙データである。また進行管理に活用する台帳についても、大半は紙データによる台帳である。 紙データでのマニュアルや台帳については、検索が難しく、また使いにくいこともあり、十分に活用されておらず、そのため、実情を反映することについても遅れていることがある。 実情を反映していないため、現在の課題等が課内で共有されない。また、課題等の一覧を随時確認することができない。 			
「どうする？」 (方針、取組内容など)	<ul style="list-style-type: none"> 標準的な事務手順の情報を共有することにより、事務効率化と取扱いの統一化を行う。 マニュアル等を電子化し、課内グループウェアによる情報共有と共同編集を行う。 進行管理台帳の電子化を行う。 グループウェアのシステムを活用して情報共有及び事務の効率化等を行うことにより、適正保護につなげる。 			
年度	年度別計画 (計画及び実績) : 実績、内容、数値、効果など			
	計画	実績		
25	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年度に構築した課内グループウェア等のシステムを活用した取組を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護の開始から廃止に至るまでの事務全般を昨年度に構築したシステムを活用して効率化を図るとともに、随時システムのカスタマイズを行い、生活保護の適正化に努めている。 		
	-			
26	<ul style="list-style-type: none"> 継続して実施 	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護の開始から廃止に至るまでの事務について平成24年度に構築した課内グループウェア内のマニュアルを活用して効率化を図るとともに、当該システムのカスタマイズを随時行い生活保護の適正化を行なった。 現行マニュアルのバージョンアップ、また特定業務に対する未作成のマニュアルを作成して整理・保管した。 		
	-			
27	<ul style="list-style-type: none"> 継続して実施 	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護の開始から廃止に至るまでの事務について課内グループウェア内に構築したマニュアルを共有して事務の効率化を図った。 		
	-			
28	<ul style="list-style-type: none"> 継続して実施 	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護の開始から廃止に至るまでの事務について課内グループウェア内に構築したマニュアルを共有して事務の効率化を図り、平成28年11月、生活保護システム移行により進行管理も新たにシステム化を図った。 		
	-			
29	<ul style="list-style-type: none"> 継続して実施 	<ul style="list-style-type: none"> 新生活保護システムにより進行管理のシステム化も図った以外に、システム内のデータを活用して年金台帳の作成、訪問調査の進捗確認、資産調査の提出、等の管理を Access 		
	-			

		を使用して行うことにより、事務の効率化を図った。
	—	
累計	—	

改革 No. : 14	改革名	医療費適正化の推進		
第5次行革大綱の該当項目		2-(1) 事務事業の見直し		
主担当課	健康部 保険医療課	関係課	-	
「どんな状況？」 (現状、問題点、必要性など)	<ul style="list-style-type: none"> ・疾病の予防や早期発見につなげるため、特定健診の受診率アップや脳ドックの一部助成、さらに特定健診にかからない若年層に対する保健指導等を実施している。 ・平成23年度から、レセプトの内容点検に、療養費の二次点検を追加することにより、急激に増加している柔整などの療養費の適正化に取り組んでいる。 ・昨今の社会における経済情勢から、国民健康保険税収の伸びは期待できない状況において、医療費の増加を鈍化させる方策を考える必要がある。 			
「どうする？」 (方針、取組内容など)	<ul style="list-style-type: none"> ・年々上昇傾向にある医療費の伸びを、少しでも鈍化させることをめざす。 ・これまでの取組(手法)を継続して行う。 ・さらなる適正化と市民の医療にかかる負担を軽減するため、ジェネリック医薬品(後発医薬品)に切り替えた場合の薬代の削減についてお知らせする。(ジェネリック差額通知の実施) 			
年度	年度別計画(計画及び実績) : 実績、内容、数値、効果など			
	計 画		実 績	
25	<ul style="list-style-type: none"> ・療養費二次点検の実施 ・ジェネリック差額通知の実施 		業務委託により療養費の二次点検を実施しレセプトの過誤返戻を実施。 ジェネリック差額通知は第1回目を6月・第2回目を7月に発送。	
	-		過誤返戻件数 4~9月 218件 差額通知送付件数 1回目 1,033通 2回目 1,108通 3回目 1,129通 削減効果 999,632円	
26	<ul style="list-style-type: none"> ・療養費二次点検の実施 ・ジェネリック差額通知の実施 		業務委託により療養費の二次点検を実施しレセプトの過誤返戻を実施。 ジェネリック差額通知は第1回7月1日・第2回7月28日・第3回8月26日・第4回1月23日・第5回2月27日・第6回3月30日に発送。	
	-		過誤返戻件数 26年度 277件 差額通知送付件数 第1回 1,081通 削減効果 1,536,492円 第2回 1,137通 削減効果 1,867,670円 第3回 1,035通 削減効果 2,096,885円 第4回 1,182通 削減効果 3,087,529円 第5回 1,116通 削減効果 3,340,441円 第6回 788通 削減効果 3,057,824円	
27	<ul style="list-style-type: none"> ・療養費二次点検の実施 ・ジェネリック差額通知の実施 ・実施効果の検証 		直営で療養費の二次点検を実施しレセプトの過誤返戻を実施。 ジェネリック差額通知は第1回6月26日・第2回7月27日・第3回8月25日・第4回1月28日・第5回3月1日・第6回3月29日に発送。	
	-		過誤返戻件数 27年度 701件 療養費 H26:110,642千円→H27:92,784千円	

		差額通知送付件数 第1回 1,115 通 削減効果 3,156,361 円 第2回 1,041 通 削減効果 3,900,716 円 第3回 903 通 削減効果 4,166,113 円 第4回 1,183 通 削減効果 4,460,342 円 第5回 1,240 通 削減効果 4,899,916 円 第6回 599 通 削減効果 4,360,313 円
28	<ul style="list-style-type: none"> ・療養費二次点検の実施 ・ジェネリック差額通知の実施 	直営で療養費の二次点検を実施しレセプトの過誤返戻を実施。 ジェネリック差額通知は第1回6月27日・第2回7月27日・第3回8月30日・第4回1月26日・第5回2月24日・第6回3月27日に発送。
	—	過誤返戻件数 28年度 667 件 療養費 H27:92,784 千円→H28:78,423 千円 差額通知送付件数 第1回 928 通 削減効果 4,948,077 円 第2回 974 通 削減効果 5,528,250 円 第3回 659 通 削減効果 5,503,085 円 第4回 1,050 通 削減効果 5,418,468 円 第5回 998 通 削減効果 5,573,525 円 第6回 398 通 削減効果 5,316,640 円
29	<ul style="list-style-type: none"> ・療養費二次点検の実施 ・ジェネリック差額通知の実施 	直営で療養費の二次点検を実施し、レセプトの過誤返戻を実施。 ジェネリック差額通知は、第1回6月21日・第2回7月19日・第3回8月24日・第4回1月19日・第5回2月27日・第6回3月22日に発送。
	—	過誤返戻件数 29年度 259 件 療養費 H28:78,423 千円→H29:63,824 千円 差額通知送付件数 第1回 876 通 削減効果 5,324,476 円 第2回 855 通 削減効果 6,177,490 円 第3回 847 通 削減効果 5,787,879 円 第4回 1,059 通 削減効果 6,552,403 円 第5回 1,090 通 削減効果 6,807,384 円 第6回 585 通 削減効果 6,834,276 円
累計	—	

改革 No. : 15	改革名	公共下水道事業における地方公営企業法の法適化（企業会計制度の導入）		
第5次行革大綱の該当項目		2-（1） 事務事業の見直し		
主担当課	上下水道部 経営総務課	関係課	下水道課	
「どんな状況？」 (現状、問題点、必要性など)	<ul style="list-style-type: none"> ・上水道事業については、企業会計制度が導入されているが、公共下水道事業については、現在のところは、企業会計制度が導入されていない。 ・企業会計制度が導入されていない状況では、経営成績や財政状況等が不明確である。 ・市役所など地方自治体の会計についても、複式簿記等による民間企業等の会計制度の導入が求められている。 			
「どうする？」 (方針、取組内容など)	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道事業において、企業会計制度を導入することにより、経営成績や財政状況等を明確にする。 ・地方公営企業法による法適化により、企業会計制度の導入義務化の動向がある。 ・上下水道事業の経営統合に備え、会計システムを見直す。 ・組織の再編によりスリム化をめざす。 			
年度	年度別計画（計画及び実績） : 実績、内容、数値、効果など			
	計 画	実 績		
25	・法適用化への移行業務（企業会計制度の導入準備）	プロポーザル方式により業者を選定し、移行業務に係る基礎調査に着手し、基本計画書を策定		
	—			
26	・法適用化への移行業務（企業会計制度の導入準備）	資産の調査・整理を行い、資産台帳を作成した。企業会計システム導入の準備を行った。		
	—			
27	・法適用化への移行業務（企業会計制度の導入準備）	企業会計システムの導入完了		
	—			
28	・企業会計への移行	企業会計制度に基づき事業実施 財政状況等の明確化を実現		
	—			
29	・継続して実施	企業会計制度に基づき事業実施		
	—			
累計	—	企業会計制度に基づく経営の実現		

改革No. : 16	改革名	建設CALS/EC (電子納品) の導入		
第5次行革大綱の該当項目		2-(1) 事務事業の見直し		
主担当課	生活安全部 契約検査課	関係課	-	
「どんな状況？」 (現状、問題点、必要性など)	<ul style="list-style-type: none"> ・建設CALS/EC (電子納品) は、国土交通省発注工事のすべて、県発注工事の一部で導入されている。 ・公共工事の各段階における情報及び成果品は、紙に記された状態で、やり取り及び保管を行っている。 ・現在のやり方では次のような問題点を挙げるができる。 <ul style="list-style-type: none"> *公共工事は、情報量が膨大であるため、受発注者間の情報交換、保管活用に支障がある。 *情報量が多いため、大きな保管スペースが必要である。 *過年度工事の情報等は手元にないため、必要なときに即見ることができない。 *保管された情報は、ある一定の期間が経過すると処分されるので、閲覧できなくなる。 ・今後、電子納品を実現するためには、受発注者ともに、要領、基準、ガイドライン等を理解しておく必要がある。 ・職員研修の費用、電子化に伴うコンピュータ、サーバーの導入費用、システムの維持費用が新たに発生するため、短期的には経費が増える。 			
「どうする？」 (方針、取組内容など)	<ul style="list-style-type: none"> ・公共工事 (調査・設計・工事等) の管理監督及び公共施設の維持管理を実施する手段として、建設CALS/EC (電子納品) を導入、活用する。 ・業務の効率を上げ、経費の削減につなげる。 ・工事の成果品を紙情報から、一定の記録フォーマットに従って記録したCD等に変える。 ・小スペース化と情報利用の迅速化を行う。 ・県の導入状況にとらわれず、橿原市の状況に応じて導入していく。 			
年度	年度別計画 (計画及び実績) : 実績、内容、数値、効果など			
	計画		実績	
25	<ul style="list-style-type: none"> ・橿原市建設CALS/ECアクションプログラムの変更案を作成する。 		<ul style="list-style-type: none"> 建設リーダー会議、各グループ会議等において検討・調整を行い、変更案の作成を完了している。 	
	-			
26	<ul style="list-style-type: none"> ・電子納品の実証実験を行うため、運用ガイドライン (案) を策定する。 		<ul style="list-style-type: none"> ● 先進地自治体等に対し、ガイドライン等に関するアンケート調査を実施 (6月) ● 調査結果を踏まえた先進地視察を実施 (8月) ● 電子納品運用ガイドライン (案) を作成し、建設リーダー会議・各グループ会議において、内容を協議 (9月~1月) ● 橿原市電子納品運用ガイドライン (案) の策定 (2月) 	
	-			
27	<ul style="list-style-type: none"> ・電子納品の実証実験を行う。 		<ul style="list-style-type: none"> ● 実証実験対象事業の選定【工事14件・業務5件】 (4月) ● 電子納品における対象業務の拡大を図るため、電子納品運用ガイドライン (案) を一部改正 (6月) ● 電子納品運用ガイドライン (案) に関する庁内説明会の開催 (6月) ● 実証実験対象事業の契約締結に伴う事前協議の実 	

		施（6月～12月） <ul style="list-style-type: none"> ● 実証実験対象事業の受注者から提出された電子成果品の内容確認及び検証（11月～3月） ● 来年度からの本格運用に向け、検証結果を踏まえた電子納品運用ガイドライン（案）を一部改正（3月末）
	—	
28	・電子納品（業務・工事）の一部運用を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ● 電子納品運用ガイドライン（案）に基づく本格運用の開始【工事：設計金額5,000万円以上、業務：設計金額500万円以上】（4月～） ● 本格運用に関する庁内説明会の実施（7月） ● 橿原市電子成果品確認マニュアルの作成（9月） ● 来年度以降、対象拡大のため橿原市電子納品運用ガイドラインを一部改正（3月）
	—	
29	・電子納品（業務・工事）の運用を拡大する。	電子納品運用ガイドラインに基づき、工事設計金額4,000万円以上に対象を拡大（4月～）
	—	来年度の対象拡大のため、橿原市電子納品運用ガイドラインの一部改正（3月）
累計	—	

改革 No. : 17	改革名	投票事務の効率化	
第5次行革大綱の該当項目		2-(1) 事務事業の見直し	
主担当課	選挙管理委員会事務局	関係課	
「どんな状況？」 (現状、問題点、 必要性など)	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年度現在、市内の全投票所34箇所のうち、有権者数が6千人以上の投票所2ヶ所、そして期日前投票所(市役所)において、投票所入場券のバーコードを読み込むことで名簿対照ができる投票システムを導入している。 通常の投票所では、目視による確認と手作業で、割印による選挙人名簿との照合を行っているが、有権者が多い投票所では来場者が多いときには受付を待たすことになってしまい、苦情の原因にもなっている。 期日前投票では、「期日前投票宣誓書」の記入が必要であるが、現在の期日前投票所のスペースが非常に狭いため、大変混雑し、多くの苦情が寄せられている。 来場者にとっては、「期日前投票宣誓書」の記入は大変手間がかかることであり、混雑する原因になっている。 		
「どうする？」 (方針、取組内容 など)	<ul style="list-style-type: none"> 有権者数が3千人以上の投票所(将来的には全投票所)を対象に、投票システムを導入し、名簿対照における待ち時間を解消し、照合ミスをなくすことをめざす。また、結果がデータとして蓄積されるため、年代別の投票率を出すことや、データの分析、検証が可能となり、今後の啓発活動に活かすことができる。 平成25年2月3日執行の市議会議員選挙において、投票所入場整理券の裏面に、「期日前投票宣誓書」の書式を印刷する方法を試行的に行った。その結果、あらかじめ記入しておくことで投票をスムーズに行えるようになり、待ち時間の短縮と混雑の緩和につながった。 		
年 度	年度別計画(計画及び実績) : 実績、内容、数値、効果など		
	計 画	実 績	
25	<ul style="list-style-type: none"> 有権者数4千人以上の8投票所にシステム導入 投票所入場券裏面への期日前投票宣誓書の印刷を実施(以後継続して実施) 	7月21日執行の参院選で従来の2投票所から5投票所にシステム導入を増やし、投票所入場券裏面への期日前投票宣誓書の印刷を継続して実施した。	
	—		
26	<ul style="list-style-type: none"> 選挙予定はないが、執行時には25年度と同様 投票区編成見直しを開始(編成完了の目標設定なし) 	12月14日執行の衆院選でシステム導入投票所を5箇所とし、投票所入場券裏面への期日前投票宣誓書の印刷を継続して実施した。投票区編成見直しについては、地元要望を基準として検討を行った。	
	—		
27	<ul style="list-style-type: none"> 有権者数3千人以上の15投票所にシステム導入 8投票所の投票事務従事者を各3人まで削減 	投票システムの導入については現状維持(5投票所)となっている。投票区編成については地元要望はなし。投票事務従事者の削減については継続して検討を行う。	
	—		
28	<ul style="list-style-type: none"> 有権者数3千人以上の15投票所にシステム導入 15投票所の投票事務従事者を各3人まで削減 	投票システムの導入については現状維持(5投票所)となっている。投票区編成については地元要望はなし。投票事務従事者の削減については継続して検討を行う。	
	—		
29	<ul style="list-style-type: none"> 選挙予定はないが、執行時には28年度と同様 	衆議院が解散し、10月22日衆議院議員総選挙が急遽実施されることとなった。投票システムの導入については現状維持(5投票所)であったがシステムを導入していない投票所も含め、特に問題なく執行することができた。	

	—	
累計	—	

改革No. : 18	改革名	公共調達適正化の推進	
第5次行革大綱の該当項目		2-(1) 事務事業の見直し	
主担当課	生活安全部 契約検査課	関係課	
「どんな状況？」 (現状、問題点、必要性など)	<ul style="list-style-type: none"> ・建設工事、測量・建設コンサルタント等委託業務 原則として事後審査型条件付き一般競争入札により発注、入札参加者立会いのもと開札会を実施。(郵便入札という手法) ・物品調達・役務提供業務 指名競争入札(物品調達の一部は条件付き一般競争入札)により発注、入札参加者立会いのもと説明会を開催し、入札を執行。 ・より一層の透明性の確保、公正な競争の促進、適正な施工の確保及び不正行為の排除に対する恒常的な取組が求められている。 ・厳しい財政状況の中、限られた財源を有効に活用した事業品質の高い、効率的な公共調達が不可欠である。 		
「どうする？」 (方針、取組内容など)	<ul style="list-style-type: none"> ・透明性・公平性・競争性を確保した入札契約制度のさらなる改革と、より一層の適正化を行う。 ・電子入札の導入 公正で透明性・競争性を確保し、入札契約事務の効率化や迅速化及び入札参加者の利便性の向上を図る。 ・物品調達、役務提供業務発注について、品質を確保し、適正な入札制度の確立を図る。 		
年度	年度別計画(計画及び実績) : 実績、内容、数値、効果など		
	計 画	実 績	
25	<ul style="list-style-type: none"> ・電子入札システム導入及び制度改正 ・財務会計システムと連動した契約管理システムの検討 ・物品役務の入札手続きの検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・電子入札システムを導入し、導入準備(運用テスト、実証実験)を行い、制度改正をした。 ・物品役務の入札手続きを精査し検討を行う。 	
	—		
26	<ul style="list-style-type: none"> ・電子入札導入(建設工事、測量・建設コンサル等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・建設工事では、土木工事2000万円以上、建築工事5000万円以上、ほ装工事全案件を対象に実施し、3月末現在の実績は57件。 ・測量・建設コンサルタントでは300万円以上を対象に実施し、3月末現在の実績は22件。 	
	—		
27	<ul style="list-style-type: none"> ・電子入札適用案件の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ・建設工事では、土木・建築工事300万円以上、道路維持・水道・管工事200万円以上、造園工事500万円以上、塗装・防水・ほ装工事全案件を対象に実施し、3月末現在の実績は127件。 ・測量・補償コンサルタントでは200万円以上、それ以外のコンサルは全案件を対象に実施し、3月末現在の実績は50件。 ・発掘調査は全案件、植栽管理は500万円以上を対象に実施し、3月末現在の実績は10件。 	
	—		

28	<ul style="list-style-type: none"> 電子入札適用案件の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> 原則として建設工事、発掘調査・植栽管理、測量・コンサルタントの全案件（随意契約含）を電子入札システムにより執行した。 3月末現在の実績は 建設工事は120件（うち随意契約20件） 発掘調査・植栽管理は29件（うち随意契約7件）、 測量・コンサルタントは57件（うち随意契約19件）。
29	<ul style="list-style-type: none"> 役務物品の入札手続きの検討 	<ul style="list-style-type: none"> 役務案件の条件付一般競争入札導入に向けた要綱や業者向けの手続や周知文の作成。 物品案件についても、役務案件の条件付一般競争入札導入に伴い事後審査等の手続き方法などの修正検討。 3月末現在において 役務案件については30年度実施に向けて要綱や業者向けの手続や周知文も完成した。更に試験運用として3件の入札も実施した。また、物品案件についても、要綱改正をし事後審査型一般競争入札の実施が出来る体制を整えた。
累計	—	

改革 No. : 19	改革名	行政評価の活用		
第5次行革大綱の該当項目		2-(2) 事業の取捨選択 2-(4) 市の総合計画及び行政評価を活用したマネジメントサイクルの確立		
主担当課	総合政策部 企画政策課	関係課	総務課	
「どんな状況？」 (現状、問題点、必要性など)	<ul style="list-style-type: none"> 行政評価(事務事業評価と施策評価)を導入しており、職員の意識喚起には役立っているが、実際には予算編成や事務事業の取捨選択に評価結果を活かしきれていない。 各課へ配布用の施策評価表や行政評価の結果一覧を企画政策課が作成する過程において、手作業が多く、作業の効率化ができていない。 			
「どうする？」 (方針、取組内容など)	<ul style="list-style-type: none"> 行政評価の結果を実際に予算編成や事務事業の取捨選択のツールとして活用する。 手作業部分を効率化・自動化できるように検討する。 			
年度	年度別計画(計画及び実績) : 実績、内容、数値、効果など			
	計画	実績		
25	<ul style="list-style-type: none"> 本体システムである新財務会計システム導入による行政評価機能取込による予算連動及び効率化 	<ul style="list-style-type: none"> 本体である財務会計システムが新システム導入ではなく、現行システムを平成31年10月まで再リリース(5年間)したため、別の方策を検討 事務事業評価の実施・公表(事業数477事業) 施策評価の実施・公表(施策数56施策) 		
	—	—		
26	<ul style="list-style-type: none"> 行政評価の結果を実際に予算編成や事務事業の取捨選択のツールとして活用する方策を検討 手作業部分の効率化・自動化 	<ul style="list-style-type: none"> 事務事業の実施・公表(事業数449事業) 施策評価の実施・公表(施策数48施策) 予算編成への活用に必要な予算事業と事務事業の不一致解消について検討 手作業部分の効率化・自動化のためシステム改修を検討 		
	—	—		
27	<ul style="list-style-type: none"> 行政評価の結果を実際に予算編成や事務事業の取捨選択のツールとして活用する方策を検討 手作業部分の効率化・自動化 	<ul style="list-style-type: none"> 事務事業の実施・公表(事業数458事業) 施策評価の実施・公表(施策数48施策) 予算編成への活用に必要な予算事業と事務事業の不一致解消について検討 手作業部分を効率化・自動化するため、業務委託契約を締結しシステム改修を実施。予算・決算データの抽出がスムーズに行えるようになった。 		
	—	—		
28	<ul style="list-style-type: none"> 継続して実施 	<ul style="list-style-type: none"> 事務事業の実施・公表(事業数450事業) 施策評価の実施・公表(施策数48施策) 行政評価表集約作業の効率化や、事務事業の取捨選択の方法について研究中 		
	—	<ul style="list-style-type: none"> 内部事務システム最適化スケジュールに合わせて、新たな行政評価システムの探究・構築作業を進めている。 		

29	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務事業の実施・公表（事業数 449 事業） ・施策評価の実施・公表（施策数 48 施策） ・内部事務システム最適化スケジュールに合わせて、新たな行政評価システムの探究・構築作業を進めている。
累計	—	<ul style="list-style-type: none"> ・事務事業評価及び施策評価の実施・公表を行った。 ・内部事務システム最適化スケジュールに合わせて、新たな行政評価システムの導入を進め、予算や実施計画等の紐付けを行っていく。

改革No. : 20	改革名	税の徴収率の向上	
第5次行革大綱の該当項目		2-(3) 歳入歳出の健全化	
主担当課	総務部 収税課	関係課	—
「どんな状況？」 (現状、問題点、 必要性など)	<ul style="list-style-type: none"> ・市税徴収率は、平成20年度93.1%、平成21年度93.0%、平成22年度92.9%、と減少したが、平成23年度は93.0%と0.1%改善した。(全国平均値、平成20年度93.6%、平成21・22年度93.3%) ・全国平均値は下回っているが、その差は縮小傾向にある。 ・平成23年3月11日の東日本大震災の影響もあり、国内景気は依然厳しい状況にある。 ・個人所得は伸び悩みが続いており、さらに厳しい雇用条件のもと、平成25年度以降、納税環境は厳しい状況になることが予想される。 		
「どうする？」 (方針、取組内容 など)	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな滞納を生じさせないため、現年課税分を優先的に徴収し、効率的・効果的な滞納整理を行うことにより、累積滞納の縮小を図る。 ・滞納者の実情に応じた滞納整理を行い、担税力のある滞納者に対しては、差押え等滞納処分強化を図る。 ・平成29年度には、全国平均値を上回る徴収率の達成を目指す。 		
年 度	年度別計画(計画及び実績) : 実績、内容、数値、効果など		
	計 画	実 績	
25	一般会計93.1%(現年課税分98.3%、滞納繰越分18.6%) 国保会計69.6%(現年課税分91.3%、滞納繰越分12.1%)	(3月末現在の状況) 税目ごと、納期限経過後に督促状を発送するとともに、夜間休日窓口を毎月最終金曜日・日曜日に開設し、それに併せてシーラー催告、文書催告等を行っている。 (3月末現在の差押件数) 債権類 623件 不動産 52件 動産 5件 (3月末現在の徴収率) 一般会計 90.95% (現年課税分 95.86% 滞納繰越分 17.67%) 国保会計 71.98% (現年課税分 90.93% 滞納繰越分 16.11%)	
	効果見込額 17,000千円 (対前年度比)	効果見込額 237,911千円 (対前年度比)	
26	一般会計93.2%(現年課税分98.3%、滞納繰越分20.0%) 国保会計69.6%(現年課税分91.4%、滞納繰越分12.1%)	(3月末現在の状況) 税目ごと、納期限経過後に督促状を発送するとともに、夜間休日窓口を毎月最終金曜日・日曜日に開設し、それに併せてシーラー催告、文書催告等を行っている。 (3月末現在の差押件数) 債権類614件 不動産55件 動産5件 (3月末現在の徴収率) 一般会計 91.54% (現年課税分 95.89% 滞納繰越分 20.37%) 国保会計 73.90% (現年課税分 91.68% 滞納繰越分 18.72%)	

	効果見込額 105,000千円 (対前年度比)	効果見込額 171,346千円 (対前年度比)
27	一般会計93.2%(現年課税分98.3%、滞納繰越分20.0%) 国保会計69.9%(現年課税分91.4%、滞納繰越分12.1%)	(3月末現在の状況) 税目ごと、納期限経過後に督促状を発送するとともに、 夜間休日窓口を毎月最終金曜日・日曜日に開設し、それ に併せて、文書催告等を行っている。 (3月末現在の差押件数) 債権類 493件 不動産 26件 動産 0件 (3月末現在の徴収率) 一般会計 92.10% (現年課税分 96.09% 滞納繰越分 23.13%) 国保会計 75.47% (現年課税分 92.11% 滞納繰越分 20.47%)
	効果見込額 △164,000千円 (対前年度比)	効果見込額 △167,370千円 (対前年度比)
28	一般会計93.3%(現年課税分98.3%、滞納繰越分20.0%) 国保会計69.9%(現年課税分91.5%、滞納繰越分12.3%)	税目ごと、納期限経過後に督促状を発送するとともに、 休日窓口を毎月最終日曜日に開設し、それに併せて、 文書催告等を行っている。 (3月末現在の差押件数) 債権類481件 不動産45件 動産0件 (3月末現在の徴収率) 一般会計 92.12% (現年課税分95.65% 滞納繰越分22.85%) 国保会計76.92% (現年課税分92.03% 滞納繰越分22.22%)
	効果見込額 59,000千円 (対前年度比)	効果見込額 △47,134千円 (対前年度比)
29	一般会計93.3%(現年課税分98.3%、滞納繰越分20.0%) 国保会計69.8%(現年課税分91.6%、滞納繰越分12.5%)	税目ごと、納期限経過後に督促状を発送するとともに、 休日窓口を毎月最終日曜日に開設し、それに併せて、 文書催告等を行っている。 (3月末現在の差押件数) 債権類450件 不動産 9件 動産 1件 (3月末現在の徴収率) 一般会計 92.45% (現年課税分 95.68% 滞納繰越分 22.47%) 国保会計 77.32% (現年課税分 91.36% 滞納繰越分 22.61%)
	効果見込額 68,000千円 (対前年度比)	効果見込額 4,698千円 (対前年度比)
累 計	平成25年度～平成29年度の効果見込額合計 85,000千円	平成25年度～平成29年度の効果見込額合計 199,451千円

改革 No. : 21	改革名	納税手段拡充の検討	
第5次行革大綱の該当項目		2-(3) 歳入歳出の健全化	
主担当課	総務部 収税課	関係課	情報政策課、関係各課
「どんな状況？」 (現状、問題点、必要性など)	<ul style="list-style-type: none"> ・社会環境が変化し、生活の24時間化やライフスタイルの多様化が進んでいる。 ・納税についても、「全国いつでも、どこからでも」、365日、24時間納税することができる手段が求められている。 ・納税手段を拡充することにより、利便性を向上させることができ、その結果市民サービスの向上につながる。 ・現状のシステムにおいては、新たなシステムの導入に伴う改修費用等による財政負担が大きい。 		
「どうする？」 (方針、取組内容など)	<ul style="list-style-type: none"> ・納税機会を拡充し、利便性を向上させることにより、納期内納付につなげ、収納率の向上や安定した市税収入の確保を図る。 ・納税手段として、コンビニエンスストア納税やマルチペイメントネットワーク（ペイジー）などを実施する。 ・市税だけでなく、他の市債権を持つ関係各課とも連携することにより、手段の拡充と導入コストの削減につなげる。 		
年度	年度別計画（計画及び実績）： 実績、内容、数値、効果など		
	計画	実績	
25	関係各課との協議	<p>情報政策課がH25年度実施した「情報システム適正化計画」に基づく、新基幹システムの導入時には、市税だけでなく、市債権の収納をコンビニエンス、マルチペイメント、クレジットカード収納が対応できるような仕様を求めている。</p> <p>その他の収納方法の拡充については、夜間休日窓口を毎月最終金曜日・日曜日に開設し、市民の納税機会を増やしている。</p>	
	—	—	
26	関係各課との協議	<p>新基幹システムが稼働となる平成28年1月から、市税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料・保育所保育料および市営住宅使用料のコンビニエンスストア収納の実施が決まり、関係各課と協議しながら事務手続きをすすめている。</p> <p>ペイジー収納については、今後も導入に向けた検討を行う。</p> <p>その他の収納方法の拡充については、今年度も夜間休日窓口を毎月最終金曜日・日曜日に開設し、市民の納税機会を増やしている。</p>	
	—	—	
27	関係各課との協議	<p>市税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料・保育所保育料および市営住宅使用料のコンビニエンスストア収納を平成28年1月から開始した。</p> <p>ペイジー収納については、今後も導入に向けた検討を行う。</p> <p>今年度も夜間休日窓口を毎月最終金曜日・日曜日に開</p>	
	—	—	

		設し、市民の納税機会を増やしている。
	—	
28	ホストコンピュータの入替時期に合わせて改修〈見込〉	平成28年1月からコンビニエンスストア収納を開始したが、市民の納税機会を増やすため、休日窓口を毎月最終日曜日に開設している。ペイジー収納については、今後も導入に向けた検討を行う。
	—	
29	実施	平成28年1月からコンビニエンスストア収納を開始したが、市民の納税機会を増やすため、休日窓口を毎月最終日曜日に開設している。ペイジー収納含め他の納税手段の更なる拡充については、今後も引き続き導入に向けた検討を行う。
	—	
累計	—	

改革 No. : 22	改革名	市有財産の処分・貸付け等の有効活用	
第5次行革大綱の該当項目		2-(3) 歳入歳出の健全化	
主担当課	総務部 財産活用課	関係課	
「どんな状況？」 (現状、問題点、必要性など)	<ul style="list-style-type: none"> 市や土地開発公社の保有地については、公共事業代替用地として保有している物件があるが、近年、代替用地の必要性が減ってきている。 処分が可能な土地については、公募による売却を基本として検討しているが、時価評価（帳簿によらない現市場での評価）においても処分が難しい場合がある。 厳しい財政状況において、市有地や公社有地の有効活用を図る必要がある。 		
「どうする？」 (方針、取組内容など)	<ul style="list-style-type: none"> 処分や活用が可能な土地については、売却や貸付等により有効活用する。 公募による売却を基本として、不要土地の処分を行う。 貸付けを含めた活用を検討する。 庁内組織である「市公有財産有効活用検討委員会」において協議した上で、年次計画的に処分を進める。 		
年度	年度別計画（計画及び実績）：実績、内容、数値、効果など		
	計 画	実 績	
25	<ul style="list-style-type: none"> 不要土地の処分及び貸付 	<ul style="list-style-type: none"> 貸付け、公募方式による不要土地の入札を実施 公募による売却 5件 125,147千円 隣接者への売却 1件 9,187千円 貸付け 44件 120,251千円 	
	効果見込額 合計 252,500千円	実績効果額 合計 254,585千円	
26	<ul style="list-style-type: none"> 継続して実施 	<ul style="list-style-type: none"> 貸付け、公募方式による不要土地の入札を実施 公募による売却 2件 41,856千円 貸付け 25件 115,190千円 	
	効果見込額 合計 265,000千円	実績効果額 合計 157,046千円	
27	<ul style="list-style-type: none"> 継続して実施 	<ul style="list-style-type: none"> 貸付け、公募方式による不要土地の入札を実施 公募による売却 0件 0千円 隣接者への売却 1件 291千円 貸付け 27件 121,786千円 	
	効果見込額 合計 196,500千円	実績効果額 合計 122,077千円	
28	<ul style="list-style-type: none"> 継続して実施 	<ul style="list-style-type: none"> 貸付け、公募方式による不要土地の入札を実施 公募による売却 2件 71,891千円 隣接者への売却 1件 1,342千円 貸付け 25件 121,432千円 	
	効果見込額 合計 196,500千円	実績効果額 合計 194,665千円	
29	<ul style="list-style-type: none"> 継続して実施 	<ul style="list-style-type: none"> 公募方式による不要土地の売却及び貸付等を実施 公募による売却 0件 0千円 隣接者への売却 3件 11,219千円 貸付け（有償） 28件 108,445千円 	
	効果見込額 合計 176,500千円	実績効果額 合計 119,664千円	
累計	平成25年度～29年度の効果見込額合計 合計 1,087,000千円	平成25年度～29年度の実績効果額合計 合計 848,037千円	

改革 No. : 23	改革名	予算編成方法の見直し及び歳出の削減	
第5次行革大綱の該当項目		2-(3) 歳入歳出の健全化	
主担当課	総務部 総務課	関係課	
「どんな状況？」 (現状、問題点、必要性など)	<ul style="list-style-type: none"> ・予算編成については、基本的には各担当課からの予算要求の積み上げにより編成しているが、費目によっては予算にシーリング枠を設定し、枠配分による予算編成を実施している。 ・例年、歳入を大きく上回る予算要求となっている。 ・予算の削減や枠配分の際の財源充当に苦慮している。 ・各担当課の予算編成に対する意識が低い。 		
「どうする？」 (方針、取組内容など)	<ul style="list-style-type: none"> ・一般財源に応じた事業別予算枠配分を検討する。 ・予算編成時の手法として、予算に対する意識を高めるため、各課に財源を割り振り、事業の選択を各課の裁量に委ねる手法を検討する。 		
年度	年度別計画（計画及び実績） : 実績、内容、数値、効果など		
	計 画	実 績	
25	<ul style="list-style-type: none"> ・各課における一般財源額の把握 ・次年度予算編成において、一般財源事業別予算枠配分を試行的に実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・シーリング枠を設定（平成26年度予算編成） ・物件費（旅費・需用費・原材料費）5%カット、投資的経費20%カット（対平成25年度予算） 効果額△328,157千円（対平成25年度予算） （シーリング枠設定経費×カット率の合計） 	
26	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度予算編成において、一般財源事業別予算枠配分を本格的に実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・シーリング枠を設定（平成27年度予算編成） ・物件費（旅費・需用費・原材料費）4%カット、投資的経費9%カット（対平成26年度予算） 効果額△261,715千円（対平成26年度予算） （シーリング枠設定経費×カット率の合計） 	
27	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・シーリング枠を設定（平成28年度予算編成） ・物件費（旅費・需用費・原材料費）1%カット、投資的経費5%カット（対平成27年度予算） 効果額△140,346千円（対平成27年度予算） （シーリング枠設定経費×カット率の合計） 	
28	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・シーリング枠を設定（平成29年度予算編成） ・物件費（旅費・需用費・原材料費）1%カット、投資的経費5%カット（対平成28年度予算） 効果額△180,422千円（対平成28年度予算） （シーリング枠設定経費×カット率の合計） 	
29	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・シーリング枠を設定（平成30年度予算編成） ・物件費（旅費・需用費・原材料費）5%カット、投資的経費10%カット（対平成29年度予算） 効果額△306,782千円（対平成29年度予算） （シーリング枠設定経費×カット率の合計） 	
累計	平成26年度～平成29年度の効果見込額合計 △748,066千円	平成26年度～平成29年度の効果額合計 △1,217,422千円	

改革 No. : 24	改革名	財政の健全化と財政状況の公表	
第5次行革大綱の該当項目		2-(3) 歳入歳出の健全化	
主担当課	総務部 総務課	関係課	
「どんな状況？」 (現状、問題点、 必要性など)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度決算における各種財政指標において、類似団体（人口規模及び産業人口比率が本市と類似している団体）と比較すると、かなり悪い状況である。 ・財政状況の公表については、地方自治法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、平成20年度から「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4つの健全化判断比率を公表している。 ・一般会計から特別会計への繰出しについては、国の繰出基準を基本に行ってきたが、今後特別会計の収支の状況によっては、基準外の補てんを行う必要が生じることも考えられる。 ・土地開発公社財政の早期改善に向けて、公社保有地の計画的な買戻しを進める必要がある。 		
「どうする？」 (方針、取組内容 など)	<ul style="list-style-type: none"> ・投資的経費を抑えることにより、地方債の借入を抑制し、地方債残高の圧縮に努める。 ・一般会計からの基準外繰出しを行うことがないよう努め、ルールどおりとする。 ・受益者負担の原則に基づき、使用料等の改定を適宜行う。 ・財政状況に応じて、土地開発公社保有地の計画的な買戻しを行う。 ・財政状況の公表については、財務諸表から財政状況を分析し、市民に分かりやすく公表する。 ・平成29年度までに統一的な基準による財務書類等を作成する。(H26.4.30 報告書とりまとめ) 		
年 度	年度別計画（計画及び実績） : 実績、内容、数値、効果など		
	計 画	実 績	
25	<ul style="list-style-type: none"> ・25年度末地方債残高見込（一般会計）41,523,235千円 人口1人当たり 331千円 (分母：H24.4.1人口125,466人) ・25年度末保有土地残高見込 4,660,118千円 ・市民に分かりやすい形にして公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・H25年度末地方債残高（一般会計） 40,819,539千円 ・人口一人当たり 326千円 (分母：H26.4.1人口125,073人) ・H25年度末保有土地残高（土地開発公社） 4,625,794千円 	
	—	—	
26	<ul style="list-style-type: none"> ・26年度末地方債残高見込（一般会計）39,857,705千円 人口1人当たり 318千円 ・26年度末保有土地残高見込 4,132,118千円 	<ul style="list-style-type: none"> ・H26年度末地方債残高（一般会計） 39,262,574千円 ・人口一人当たり 315千円 (分母：H27.4.1人口124,489人) ・H26年度末保有土地残高（土地開発公社） 4,425,575千円 	
	—	—	
27	<ul style="list-style-type: none"> ・27年度末地方債残高見込（一般会計）38,590,023千円 人口1人当たり 308千円 ・27年度末保有土地残高見込 3,604,118千円 	<ul style="list-style-type: none"> ・H27年度末地方債残高見込（一般会計） 38,504,258千円 ・人口一人当たり 311千円 (分母：H28.4.1人口123,842人) ・H27年度末保有土地残高見込（土地開発公社） 4,176,253千円 	
	—	—	
28	<ul style="list-style-type: none"> ・28年度末地方債残高見込（一般会計）37,328,805千円 人口1人当たり 298千円 ・28年度末保有土地残高見込 3,076,118千円 	<ul style="list-style-type: none"> ・H28年度末地方債残高見込（一般会計） 36,784,234千円 ・人口一人当たり 298千円 (分母：H29.4.1人口123,337人) 	
	—	—	

		<ul style="list-style-type: none"> ・ H28 年度末保有土地残高見込 (土地開発公社) 3,847,341 千円
	—	
29	<ul style="list-style-type: none"> ・ 29 年度末地方債残高見込 (一般会計) 35,883,599 千円 人口 1 人当たり 286 千円 ・ 29 年度末保有土地残高見込 2,548,118 千円 ・ 統一的な基準による財務書類等の公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・ H29 年度末地方債残高見込 (一般会計) 37,929,498 千円 ・ 人口一人当たり 309 千円 (分母 : H30.4.1 人口 122,723 人) ・ H29 年度末保有土地残高見込 (土地開発公社) 3,656,386 千円
累計	—	—

改革No. : 25	改革名	使用料・手数料の見直し	
第5次行革大綱の該当項目		2-(3) 歳入歳出の健全化	
主担当課	総務部 総務課	関係課	
「どんな状況？」 (現状、問題点、必要性など)	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の使用料や行政サービスにおける手数料については、3年に一度、全庁的に見直しを行っている。(平成24年度見直し 平成25年度予算) ・公共施設やサービスの利用者に対する費用負担を公平なものとし、必要な財源を少しでも捻出するよう努める。 		
「どうする？」 (方針、取組内容など)	<ul style="list-style-type: none"> ・3年ごとに、各担当課から提出される調書に基づいてヒアリングを行い、適正な金額改定を行う。(平成24年度実施) ・金額設定に当たっては、民間とのバランスも考慮しながら、次の点に注意して進めていく。 ①受益者負担からの判断 ②同一使用料の県下の状況 ③地方交付税等国の標準的な視点 ④条例等文言の整理 ⑤運営の状況 		
年 度	年度別計画(計画及び実績) : 実績、内容、数値、効果など		
	計 画	実 績	
25	・見直し結果を受けて、継続的に実施	<ul style="list-style-type: none"> ・継続的に取組み(平成26年度予算) ・消費税改定に伴う見直しを実施(平成26年度予算) 	
	—		
26	・継続して実施	<ul style="list-style-type: none"> ・継続的に取組み(平成27年度予算) 	
	—		
27	・使用料・手数料の見直し(平成28年度予算)	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者大学校受講料・夜間照明使用料・斎場使用料の見直し 	
	—	431千円 内訳 高齢者大学校授業料 192千円 斎場使用料 239千円	
28	・継続して実施	<ul style="list-style-type: none"> ・継続的に取組み(平成29年度予算) 	
	—		
29	・継続して実施	<ul style="list-style-type: none"> ・継続的に取組み(平成30年度予算) 	
	—		
累 計	—	—	

改革 No. : 26	改革名	補助金等の見直し	
第5次行革大綱の該当項目		2-(3) 歳入歳出の健全化	
主担当課	総務部 総務課	関係課	
「どんな状況？」 (現状、問題点、 必要性など)	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金は、地方自治法第232条の2の規定により、公益上必要な場合に支出することができる」とされている。 ・3年ごとに、各担当課から提出される調書に基づいてヒアリングを行い、個々の補助金についての現状を把握し、達成度の評価、廃止や終期の設定、補助率の見直し等の改善を行っている。 ・内容ごとに補助金の見直しを行っても、各団体に納得してもらうことが困難なケースがあり、「一律カット」という手法になってしまうことがある。 ・平成24年度に補助金取扱基準の全面改正を行い、補助金を支出する際の手続きなどを見直した。 ・補助金取扱基準の全面改正を行ったが、補助金の精算という考え方が浸透するまでは、時間がかかることが考えられる。 		
「どうする？」 (方針、取組内容 など)	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的にはこれまでのやり方を踏襲し、3年ごとに大きく見直しを行う。 ・全ての補助金に対して、補助金交付要綱を規定していないと支出できないように徹底する。 		
年度	年度別計画（計画及び実績） : 実績、内容、数値、効果など		
	計 画	実 績	
25	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな基準や方法により、適正に支出する。 ・新たに補助金を設定する際は交付要綱も作成する。 	継続的に取組み（平成26年度予算） 各課に対し、補助対象経費、補助率に関する意識付けを喚起するためのインフォメーションを実施。	
	—		
26	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して実施 	継続的に取組み（平成27年度予算） 各課に対し、補助対象経費、補助率に関する意識付けを喚起するためのインフォメーションや当初予算説明会において説明を実施。	
	—		
27	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの実績及び効果を評価（確認）、見直し 	継続的に取組み（平成28年度予算） 各課にて補助金調書の作成を行い、長期にわたるもの、高額なもの、効果が低いもの等を対象にヒアリングを実施。また、補助対象経費、補助率に関する意識付けを喚起するため当初予算説明会において説明を実施。	
	—		
28	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して実施 	継続的に取組み（平成29年度予算） 各課に対し、補助対象経費、補助率に関する意識付けを喚起するためのインフォメーションや当初予算説明会において説明を実施。また、当初予算要求時の各課提出書類として、補助金整理表を新たに追加した。	
	—		

29	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して実施 	<p>継続的に取組み（平成 30 年度予算） 各課に対し、補助対象経費、補助率に関する意識付けを喚起するためのインフォメーションや当初予算説明会において説明を実施。また、当初予算要求時の各課提出書類として、補助金整理表の作成を継続して実施。</p>
累計	—	—

改革 No. : 27	改革名	橿原市総合計画の更なる活用	
第5次行革大綱の該当項目		2-(4) 市の総合計画及び行政評価を活用したマネジメントサイクルの確立	
主担当課	総合政策部 企画政策課	関係課	総務課、人事課
「どんな状況？」 (現状、問題点、必要性など)	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年4月から、橿原市第3次総合計画後期基本計画を実施している。 日常業務である事務事業については、総合計画の体系に基づき、施策評価や事務事業評価を行い、見直しや改善を行っている。 総合計画は市の最上位計画であると言えるが、これまで、全ての職員が計画を意識しながら日常業務を行っているとは言い切れない。さらに、計画の策定に関わった職員であっても、策定後は、あまり意識していないこともある。 勤務評定や財政計画など、総合計画の体系と連動していない制度もある。 		
「どうする？」 (方針、取組内容など)	<ul style="list-style-type: none"> 総合計画（基本構想と基本計画の総称）に基づいた将来都市像の実現に向けて、計画に明記されている取組を確実に推進していく。 引き続き、行政評価と連携させ、総合計画の進捗状況を明らかにし、公表していく。 総合計画を最上位として、他の計画や制度については、すべて総合計画と連動、連携するように仕組作りを行う。 		
年度	年度別計画（計画及び実績） : 実績、内容、数値、効果など		
	計 画	実 績	
25	<ul style="list-style-type: none"> 総合計画の進捗管理を行う。 総合計画のあり方について、先進地の取組を研究 現在連携していない制度との連携に向けた取組を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員協議会や自治委員連合会総会、また庁内実施計画の説明会の際にも、総合計画の説明会を実施した。 事務事業と予算を連動させることが総合計画の活用につながるため、その方法について事務事業評価を担当する総務課と協議している。 平成26年度の実施計画を公表 	
	—		
26	<ul style="list-style-type: none"> 継続して実施 	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度の行政評価を受けて、平成27～29年度実施計画を作成。 総合計画のあり方、行政評価や予算編成等との効果的な連携の方法について引き続き検討中。 	
	—	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度の実施計画を公表 	
27	<ul style="list-style-type: none"> 継続して実施 	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度の行政評価を受けて、平成28～30年度実施計画を作成。 総合計画のあり方、行政評価や予算編成等との効果的な連携の方法について総務課と協議をしている。 	
	—	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度の実施計画を公表 	
28	<ul style="list-style-type: none"> 継続して実施 総合計画と財務会計との連動性向上を検討 	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度の行政評価を受けて、平成29～31年度実施計画を作成。 第3次総合計画の後期基本計画も後半に差し掛かっているが、市が実施している三大事業を軸とした重要施策が事業途中であること及び交通網などの大きな変化の過渡期であることから、第3次総合計画が若干年延長されることとなった。そのため、行政評 	

	—	<p>価と同様に、内部事務システム最適化のスケジュールに合わせて、新たな実施計画の探求・構築の検討を開始した。</p> <p>・平成29年度の実施計画を公表</p>
29	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して実施 ・総合計画と財務会計との連動性向上を検討 <p>—</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度実施事務事業及び施策の評価を受け、平成30～32年度実施計画を作成。 ・システム導入を含めた新たなマネジメントサイクルの確立に向けて探求・構築作業を進めている。
累計	—	

改革 No. : 28	改革名	橿原市環境総合計画の進行管理	
第5次行革大綱の該当項目		2-(4) 市の総合計画及び行政評価を活用したマネジメントサイクルの確立	
主担当課	環境づくり部 環境衛生課	関係課	—
「どんな状況？」 (現状、問題点、必要性など)	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年度までは、市民を対象とした環境に関する計画がない状況であった。 市役所の庁内を対象とした地球温暖化対策実行計画は平成24年度で期限が終了するため、新たに、市域を対象とした橿原市環境総合計画を、平成24年度、市民とともに策定した。 計画を策定することが目的ではない。今後、計画を形骸化することなく、計画に基づき実行し、目標を達成していかなければならない。 		
「どうする？」 (方針、取組内容など)	<ul style="list-style-type: none"> 庁内の横断的な推進組織である「環境総合計画推進会議」を設置し、計画の進行管理や関連事業との調整等を行う。 市役所外部の委員等で構成する「橿原市環境審議会」により、進捗状況を審議する。 年次報告書である「環境の概要」を発行し、公表する。 環境総合計画の進行管理を確実に実施することで、Plan - Do - Check - Action のマネジメントサイクルを確立する。 		
年度	年度別計画（計画及び実績） : 実績、内容、数値、効果など		
	計画	実績	
25	<ul style="list-style-type: none"> 環境総合計画推進会議を設置 「かしはらの環境」を発行し、公表する。 	<ul style="list-style-type: none"> 基本目標の実現に向けて、主要施策の実施 環境総合計画推進会議・環境審議会の開催（2月） 年次報告書「環境の概要」発行（3月） 	
	—		
26	<ul style="list-style-type: none"> 継続して実施 	<ul style="list-style-type: none"> 基本目標の実現に向けて、主要施策の実施 環境総合計画推進会議・環境審議会の開催（11月・12月） 環境審議会に向けて、関係課に対し環境総合計画の進捗状況の確認や新規計画の有無を確認し、PDCAサイクルの確立に努めた。 年次報告書「環境の概要」発行（3月） 	
	—		
27	<ul style="list-style-type: none"> 継続して実施 	<ul style="list-style-type: none"> 基本目標の実現に向けて、主要施策の実施 環境審議会に向けて、関係課に対し環境総合計画の進捗状況の確認や新規計画の有無を確認した。 環境総合計画推進会議・環境審議会の開催（11月・12月） 年次報告書「環境の概要」発行（3月） 	
	—		
28	<ul style="list-style-type: none"> 継続して実施 	<ul style="list-style-type: none"> 基本目標の実現に向けて、主要施策の実施 環境審議会に向けて、関係課に対し環境総合計画の進捗状況の確認や新規計画の有無を確認した。 環境総合計画推進会議・環境審議会の開催（1月・2月） 年次報告書「環境の概要」発行（3月） 	
	—		

	—	
29	・継続して実施	<ul style="list-style-type: none"> ・基本目標の実現に向けて、主要施策の実施 ・環境審議会に向けて、関係課に対し環境総合計画の進捗状況の確認や新規計画の有無を確認した。 ・環境総合計画推進会議・環境審議会の開催（1月・2月） ・年次報告書「環境の概要」発行（3月）
	—	
累計	—	

改革 No. : 29	改革名	公の施設の有効活用（指定管理者の推進）		
第5次行革大綱の該当項目		2-（5） 公共施設のあり方と長寿命化対策及び利用率の向上		
主担当課	総合政策部 企画政策課	関係課	各施設担当課	
「どんな状況？」 (現状、問題点、必要性など)	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年度から開始した指定管理者制度については、平成25年度に新たに「福祉センターやわらぎの郷」の施設において導入し、平成29年度末現在、19施設において実施している。 現在、直営で管理運営している施設については、新たに指定管理者制度への移行を検討する必要がある。 現在、指定管理者制度を導入している施設については、当該施設所管課が指定管理者による管理運営状況を確認しているが、所管課が運営状況を評価分析するまでには至っていない。 			
「どうする？」 (方針、取組内容など)	<ul style="list-style-type: none"> 今後の計画については、担当課と施設の有効活用について協議し、指定管理者制度導入効果を見極め、制度の導入によって公共性や利用者サービスの損なわれないよう検討を進めていく。 			
年度	年度別計画（計画及び実績）： 実績、内容、数値、効果など			
	計 画		実 績	
25	<ul style="list-style-type: none"> 万葉ホールや図書館において検討 既に実施している施設における適正なモニタリング 		<ul style="list-style-type: none"> 指定管理期間の満了に伴い既存の指定管理導入施設の更新（9施設）の実施（12月議会に上程・議決） 導入済み施設からの報告等による状況の確認 	
	—		—	
26	<ul style="list-style-type: none"> 万葉ホールや図書館において検討 既に実施している施設における適正なモニタリング 		<ul style="list-style-type: none"> 新たに建設を予定している施設について、指定管理者制度導入の可能性を検討。 導入効果分析実施状況等調査を指定管理者制度を導入している所管課に対して実施。 	
	—		—	
27	<ul style="list-style-type: none"> 新たな施設について、指定管理者制度の導入検討 既に実施している施設における適正なモニタリング 		<ul style="list-style-type: none"> 新たに建設を予定している施設について、指定管理者制度導入の可能性を検討。 指定管理者制度を導入している所管課に対して導入効果分析実施状況等調査を実施。 	
	—		—	
28	<ul style="list-style-type: none"> 新たな施設について、指定管理者制度の導入検討 既に実施している施設における適正なモニタリング 		<ul style="list-style-type: none"> 新たに建設を予定している施設について、指定管理者制度導入の可能性を検討。 指定管理者制度を導入している所管課に対して導入効果分析実施状況等調査を実施。 	
	—		—	
29	<ul style="list-style-type: none"> 新たな施設について、指定管理者制度の導入検討 既に実施している施設における適正なモニタリング 		<ul style="list-style-type: none"> 新たに建設を予定している、あるいは現在直営で管理運営している施設について、指定管理者制度導入の可能性を検討。 指定管理者制度を導入している所管課に対して導入効果分析実施状況等調査を実施。 	
	—		—	
累計	—		<ul style="list-style-type: none"> 現在19施設において指定管理者制度を導入している。コンベンションルームについても指定管理者制度を利用することとなった。今後も、新規導入について 	

		検討していく。 ・所管課に対して導入効果分析実施状況等調査を実施。
--	--	--------------------------------------

改革 No. : 30	改革名	公共施設の管理（ファシリティマネジメントの取組）		
第5次行革大綱の該当項目		2-（5） 公共施設のあり方と長寿命化対策及び利用率の向上		
主担当課	総務部 資産経営課	関係課	総務課、各施設担当課	
「どんな状況？」 (現状、問題点、必要性など)	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設の維持管理及び修繕に関して、横断的に管理する部署や制度がなく各担当課が実施しており、市全体としての統制がとれていない状況である。また、経常的な管理運営に大きな経費がかかっている。 施設によっては、老朽化が進み大規模な修繕が必要となっているものもある。 集客数や利用率が低いため、費用対効果が疑問視されている施設もある。 限られた財源の中で、施設のあり方も含めて、市全体として計画的な管理運営を行わなければならない。 			
「どうする？」 (方針、取組内容など)	<ul style="list-style-type: none"> 市の公共施設について、ファシリティマネジメントの考え方を取り入れ、市全体としての計画を立てる。 全体計画の中で、修繕や運営方法等の検討など、ライフサイクルコスト（維持管理経費）の見直しを行う。 			
年度	年度別計画（計画及び実績）： 実績、内容、数値、効果など			
	計 画		実 績	
25	<ul style="list-style-type: none"> 各施設の担当課によるワーキング会議の立ち上げ（視察等の実施） 		<ul style="list-style-type: none"> ワーキング会議（6回開催） ワーキングチームによる視察3回、研修1回 ファシリティマネジメントの有効な取り組みを全庁的に発信し、職員が危機意識を持ち、公共施設の管理、再編成を踏まえた今後の在り方について議論しなければならない時期に来ている。 	
	—			
26	<ul style="list-style-type: none"> 橿原市公共施設等総合管理計画の策定 		<ul style="list-style-type: none"> 橿原市公共施設等総合管理計画の策定支援業務実施に向けた補正予算の請求を行い、9月定例議会にて可決 12月に橿原市公共施設等総合管理計画推進委員会及びファシリティ部会、インフラ部会を設置し、橿原市公共施設等総合管理計画推進に向けて協議を開始（推進委員会、各部会1回） 12月に橿原市公共施設等総合管理計画策定支援業務の契約を締結し、計画策定を開始 3月に公共施設の現況調査を実施 	
	—			
27	<ul style="list-style-type: none"> 橿原市公共施設等総合管理計画の策定 		<ul style="list-style-type: none"> 施設白書及び施設カルテの作成 公共施設に関する市民アンケートの実施 職員研修の実施（2回）、視察1回 橿原市公共施設等総合管理計画推進委員会（5回開催） FM部会（2回開催） 高圧電力入札の実施 施設管理に関する業務の一括契約の実施 	

	—	・施設維持保全マニュアルの作成及び自主点検の推進
28	・ 橿原市公共施設等総合管理計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設白書及び施設カルテのHP公開 ・ 橿原市公共施設等総合管理計画(案)のパブリックコメントの実施 ・ 公共施設の現況調査を実施 ・ 橿原市公共施設等総合管理計画の策定 ・ 橿原市公共施設評価ガイドラインの策定 ・ 橿原市公共施設等総合管理計画推進委員会（7回開催） ・ FM部会（2回開催） ・ 施設自主点検説明会の開催
	—	
29	・ 橿原市公共施設等総合管理計画の推進及び施設分類基本の方針策定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 橿原市市有施設再配置検討審議会（5回開催） ・ 市有施設について考える市民ワークショップ（6回開催） ・ 橿原市公共施設等総合管理計画推進委員会（8回開催） ・ FM部会（1回開催） ・ 平成29年度 施設評価の作成及びHP公開 ・ 公共施設の現況調査を実施
	—	
累計	—	

改革No. : 31	改革名	組織、機構の改革		
第5次行革大綱の該当項目		2-(6) 組織、機構の改革 3-(6) トップマネジメント		
主担当課	総合政策部 企画政策課	関係課	総務課、人事課	
「どんな状況？」 (現状、問題点、必要性など)	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年4月に大規模な機構改革を行い、5室部局、5課、6室を削減したため、16室部局、66課、4室となっている。 定員適正化計画により、職員数がさらに減少する中で、引き続き組織の統廃合を行う必要がある。 行政ニーズが複雑化する中で、いわゆる縦割り行政と呼ばれるような従来の組織体系や考え方では、もはや対応できない状況である。 トップの考え方が、市役所組織の隅々まで行き渡るような仕組が求められている。 			
「どうする？」 (方針、取組内容など)	<ul style="list-style-type: none"> 組織の簡素化と合理化(効率化)をめざす。 市民に分かりやすい組織づくりを行う。 民間企業や他の自治体との比較が可能な組織の調査を行うことにより、課題を明らかにする。 複雑化する行政ニーズに対応するため、副部長ワーキングを行い、課題解決等に努める。 トップのマネジメントを進めるため、庁議、政策調整会議、また副部長ワーキングを進めるとともに、新たな仕組を作る。 			
年度	年度別計画(計画及び実績) : 実績、内容、数値、効果など			
	計画		実績	
25	・民間企業や他の自治体との比較が可能な組織の調査の実施		<ul style="list-style-type: none"> 県内10市と、類似団体(人口規模)19自治体の組織図を集めて比較した。その結果、部の数は他市と同程度だが、課の数は他市平均が48課に対して榎原市は66課であることが判明した。 25年度は前年度に対して3課増。 	
	—			
26	・組織の簡素化及び合理化		<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度の分庁舎完成を見据え、更なる合理化を進めるべく組織作りを検討中。 	
	—		<ul style="list-style-type: none"> 26年度は前年度に対して1室増・3係増の12部62課4室169係となる。 	
27	・継続して実施		<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度の分庁舎完成を見据え、更なる合理化を進めるべく組織作りを検討中。 	
	—		<ul style="list-style-type: none"> 27年度は前年度に対して3課減、4室減、13係減の12部59課156係となる。 	
28	・継続して実施		<ul style="list-style-type: none"> 平成30年の分庁舎完成を見据え、更なる合理化を進めるべく組織作りを検討中。 	
	—		<ul style="list-style-type: none"> 28年度は前年度に対して1部減、3課減、1室増、8係減の11部56課1室148係となる。 	
29	・継続して実施		<ul style="list-style-type: none"> 市民及び職員にわかり易くかつ効率的な組織になるよう、更なる合理化を進め、組織作りを検討中。 	
	—		<ul style="list-style-type: none"> 29年度は前年度に対して1室減、2係減の11部56課1室146係となる。 	

累計	—	組織の簡素化及び合理化を進めた
----	---	-----------------

改革 No. : 3 2	改革名	総合窓口の開設		
第 5 次行革大綱の該当項目		2 - (6) 組織、機構の改革	3 - (1) 親しまれる市役所の実現	
主担当課	市民活動部 市民窓口課	関係課	関係各課	
「どんな状況？」 (現状、問題点、 必要性など)	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所への来庁者は、現在、転入転出や証明書の発行、その他の用件によって、窓口を移動しなければならない。 ・市民サービスを向上させるための取組として、窓口の集約が求められている。 ・窓口サービスの向上については、各自治体でも様々な取組をされている。 ・大きな問題点としては、庁舎、システムの統合、人員配置等がある。 ・市民サービスの向上は、市役所にとって当然のテーマであり、市民目線に立った行政運営をしていかなければならない。 			
「どうする？」 (方針、取組内容 など)	<ul style="list-style-type: none"> ・転入転出、証明書の発行、その他の用件によって、可能な限り来庁者が移動することなく用件を済ませることができるよう、ソフト面も含めて、窓口等のあり方を考える。 ・窓口部門について、新分庁舎において、総合窓口の開設に向けた対策を検討する。 			
年 度	年度別計画（計画及び実績）： 実績、内容、数値、効果など			
	計 画	実 績		
25	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口の担当課によるワーキング会議の立ち上げ（問題点の提起、視察等の実施） 	<p>5 月から 7 月まで係長級の「総合窓口等検討プロジェクトチーム」を設置し、ライフイベントに伴う複数の部署にまたがる手続きを見直して集約化・簡素化した総合窓口を設置する提言があった。</p> <p>提言を受けて、具体的な作業を進めるために、9 月から窓口課の課長級の「総合窓口検討委員会」、担当者レベルの「総合窓口作業部会」を設置した。現在は、八木駅前南の複合型ビルの中に、総合窓口機能を有する部署を設置する方向で、関連部署や取扱い業務の選別について検討を実施。</p> <p>平成 3 0 年 4 月から総合窓口課（仮称）として運用することになる。</p>		
	—	—		
26	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な導入計画を決定 	<p>6 月に総合窓口導入業務委託の契約を締結し、導入業務を開始</p> <p>8 月に総合窓口導入に係る庁内説明会を開催し、窓口サービス業務実態調査を実施</p> <p>1 0 月に総合窓口導入連絡会議を設置し、庁内関係課による協議を開始</p> <p>連絡会議と 5 つの個別会議を開催し、総合窓口導入事業を推進</p> <p>連絡会議 2 回、個別会議（業務選定 2 回、証明業務 2 回、レイアウト 2 回、アウトソーシング 1 回、システム 1 回）</p> <p>平成 2 7 年 3 月にロードマップとして、橿原市総合窓口サービス導入実施計画を作成</p>		
	—	—		

27	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な部分から取組を開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合窓口で取扱う業務の現状業務量調査を実施 ・新分庁舎で業務を行う予定の 12 課のフロア構成を協議し、八木駅南市有地活用事業の基本設計に反映 連絡会議 2 回と個別会議（業務選定 1 回、証明業務 1 回、レイアウト 2 回）を実施。
28	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な部分から取組を開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合窓口で取扱う業務の現状業務量調査を実施 ・連絡会議 1 回（6 月）と業務選定個別会議 3 回（7 月・10 月・1 月）、証明業務個別会議 1 回（1 月）を実施。 ・8、9 月で対象課によりライフイベント別ワーキングを実施（全 12 回）し、総合窓口で取扱う業務を仮決定した。 ・取扱う業務の選定結果を元に、総合窓口で使用するオーダーシート・紙案内(案)を作成し、総合窓口のシステムに反映して構築作業を開始した。 ・総合窓口を含む、新分庁舎 1 階カウンター配置について、関係各課と協議し仮決定した。
29	<ul style="list-style-type: none"> ・移行準備と開設（H30.2.13 完了） 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合窓口運用会議 1 回（4 月）を実施した。 ・総合窓口で行う取扱業務を決定し総合窓口システムに反映した。 ・有料広告を活用した番号札発券機、番号呼出モニター等設置業務の業者選定を行った。（8 月） ・窓口業務委託の予算を 9 月定例会にて否決されたため直営にて窓口業務実施に向け窓口レイアウト等の再検討を開始した。 ・直営に向けた窓口業務に沿うレイアウトの調整とそれに伴う事務用備品の入札購入(11 月、12 月、H30.2 月) ・接客サービス向上のための研修委託業務に係る業者の入札選定(11 月)及び研修実施(H30.1 月) ・総合証明に係る申請書の関係課との内容調整と作成 ・番号呼出モニター等設置業者の決定と表示モニター情報等の調整(12 月) ・料金案内等サインパネル作成(H30.1 月) ・窓口業務従事者の執務着の統一に係る調整と執務着の購入(H30.1 月)
累計	—	

改革 No. : 33	改革名	窓口業務における民間委託の導入検討		
第5次行革大綱の該当項目		2-(7) 外部委託		
主担当課	市民活動部 市民窓口課	関係課	人事課、税務課、収税課、市民窓口課	
「どんな状況？」 (現状、問題点、必要性など)	<ul style="list-style-type: none"> 市民課窓口業務(年金を除く)については、窓口係職員7人、臨時職員14人の、合計21人の職員で対応している。(H29.9 現在) 市民課窓口では、1日当たり平均で220件の処理を行っているが、時期によってはさらに多数の来庁者があるため、待ち時間が長くなるケースもある。(H29.9 現在) 市民サービスを向上するため、待ち時間の短縮や、より親切な窓口対応が求められている。 			
「どうする？」 (方針、取組内容など)	<ul style="list-style-type: none"> 市民課窓口業務(年金を除く)について、民間委託を実施する。上記方針であったが、奈良労働局との協議の結果、平成27年度中の実施については見送った。窓口業務のアウトソーシングについては今後検討予定。 経費の節減やサービスのさらなる向上をめざす。 将来的に導入する予定である総合窓口化の基盤づくりとする。 			
年度	年度別計画(計画及び実績) : 実績、内容、数値、効果など			
	計 画		実 績	
25	<ul style="list-style-type: none"> 委託業務の仕様書の検討 		<ul style="list-style-type: none"> 新庁舎において開設する総合窓口導入に向けてアウトソーシングを含めた検討を全庁的に実施。 先進自治体を視察。 アウトソーシングについては、市民課独自に計画を立てるのではなく、保険医療課等と協議しながら全庁的に検討。 	
26	<ul style="list-style-type: none"> 委託業務の仕様書の作成 移行期間(5~6ヶ月)を設置し、業務委託を実施 		<ul style="list-style-type: none"> 委託業務範囲の検討、洗い出し(法令確認)。 効率化をふまえた業務手順の見直し。 委託スペースの確認、レイアウト素案の作成。 先進地視察等による委託における問題点の整理。 平成27年度中の委託実施に向けて具体的スケジュール作成、業者選定方法及び仕様書等を関係課と協議。 	
27	<ul style="list-style-type: none"> 業務委託を実施 		<ul style="list-style-type: none"> 奈良労働局との協議の結果、窓口業務の委託に関する公権力の行使部分の解釈の相違や総合窓口を見据えた業務ノウハウの蓄積が不十分なままでの導入は将来リスクが大きいと判断し、平成27年度中の実施については見送った。 平成30年2月予定の総合窓口開設時は直営での窓口運営の検討を進めることとして、窓口業務のアウトソーシングについては今後検討の予定。 	
28	<ul style="list-style-type: none"> 継続して実施 総合窓口導入後のアウトソーシングについて検討(H27フォローアップから) 		<ul style="list-style-type: none"> 総合窓口導入後の窓口業務アウトソーシングを見据えた窓口レイアウト等について研究中 	
29	<ul style="list-style-type: none"> 継続して実施 総合窓口導入後のアウトソーシングについて検討(H27フォローアップから) 		<ul style="list-style-type: none"> 総合窓口開設時に窓口業務のアウトソーシング実施に向けて見積徴収、仕様書作成等の実施。 奈良労働局と窓口業務委託に関する協議(6月) 	

		<ul style="list-style-type: none"> ・9月定例会にて補正予算の要求が否決されたため、直営にて窓口業務実施に向け窓口レイアウト等の再検討実施。 ・H30.2に総合窓口が開設され、実運用を加味した業務の範囲や内容の精査など委託を含めた効率的な運用を検討中。
	—	
累計		

改革 No. : 34	改革名	ごみ処理施設（クリーンセンターかしはら）の長期包括運営委託の導入		
第5次行革大綱の該当項目		2-（7） 外部委託		
主担当課	環境づくり部 環境企画課	関係課	環境業務課、人事課	
「どんな状況？」 (現状、問題点、必要性など)	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ焼却処理施設の運転管理業務、ユーティリティ調達管理業務（設備消耗品・薬品・燃料費等）、施設の点検整備業務、周辺環境の測定分析調査業務は、それぞれ単年度契約で民間事業者へ委託し、業務を行っている。契約の透明性の確保、経費の削減を目的に契約を細分化しているため契約事務量が非常に多くなっている。 ・現在、ごみの受入供給業務（計量、プラットホーム、ごみクレーン）・焼却灰の搬出業務（灰クレーン）は、市直営で業務を行っている。 ・清掃職場の合理化・効率化、経費の削減等を図るため、民間委託は避けて通れない状況である。 			
「どうする？」 (方針、取組内容など)	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の更なる効率的な運営・維持管理を行うため、施設の維持管理にかかる業務委託を、運転管理業務にユーティリティ調達管理業務、施設の点検整備業務、及び一部直営業務を加えて包括化し、10年間の長期間にわたり民間事業者へ委託する。これにより、財政負担の低減化と平準化を行う。 ・施設周辺環境の測定分析調査業務については、市が別の契約により実施する。 ・施設運営が適切に実施されているかの監視業務（モニタリング）については、市が実施する。 			
年度	年度別計画（計画及び実績） : 実績、内容、数値、効果など			
	計 画		実 績	
25	<ul style="list-style-type: none"> ・長期包括運営委託の運営事業者発注事務入札・契約の実施 		<ul style="list-style-type: none"> ・運営事業者を選定し、事業契約を締結した。 ・事業準備期間に業務を円滑に引き継いだ。 	
			導入後 VFM : 20.5% △2,088,455 千円 (10 年間)	
26	<ul style="list-style-type: none"> ・長期包括運営委託の導入実施（10 年間：平成 35 年度まで） 		<ul style="list-style-type: none"> ・4 月より施設運営に長期包括運営委託を導入し、受託事業者による運営を開始した。 ・市は排ガス等の各種分析検査に加え、定例報告会（週例・月次）や定期検査（月次・四半期・年次）などのモニタリングを通じて施設運営の健全性を確認している。 ・排ガス等の規制については、法規制値より厳しい施設基準値を逸脱した場合に経済的なペナルティを課すこととし、これに関する覚書を締結した。 ・これまで排ガス等の法規制値を逸脱することなく、廃棄物を適正かつ滞りなく処理し、設備機器の点検や機能回復のための措置についても、計画どおり進められており、健全な施設運営が行われている。また、地域清掃や地元イベントへの参画、本事業を通じた市内雇用や市内企業の積極的な活用など地域社会との共生に努めた。 	
	VFM（コスト削減）による 10.5% の削減（10 年間） 効果見込額 △104,100 千円		VFM : 14.1% △137,614 千円（平成 26 年度）	
27	<ul style="list-style-type: none"> ・長期包括運営委託の導入実施（継続） 		<ul style="list-style-type: none"> ・市のモニタリングの結果、事業計画に基づく健全な施設運営が行われており、排ガス等の法規制値を逸脱することなく、廃棄物を適正かつ滞りなく処理した。 	

		<ul style="list-style-type: none"> ・施設見学会や地域清掃、地元イベントへの参画、本事業を通じた市内雇用や市内企業の積極的な活用など地域社会との共生に努めた。 ・市のモニタリング業務についても改善を図り、更なる効率化・適正化を進めた。
	VFMによる10.5%の削減(10年間) 効果見込額 △104,100千円	VFM : 27.9% △325,070千円(平成27年度) VFM : 21.6% △462,684千円 (平成26年度、27年度の2年間)
28	<ul style="list-style-type: none"> ・長期包括運営委託の導入実施(継続) 	<ul style="list-style-type: none"> ・市のモニタリングの結果、事業計画に基づく健全な施設運営が行われており、排ガス等の法規制値を逸脱することなく、廃棄物を適正かつ滞りなく処理した。 ・施設見学会や地域清掃、地元イベントへの参画、本事業を通じた市内雇用や市内企業の積極的な活用など地域社会との共生に努めた。
	VFMによる10.5%の削減(10年間) 効果見込額 △104,100千円	VFM : 10.3% △98,549千円(平成28年度) VFM : 18.2% △561,233千円 (平成26～28年度の3年間)
29	<ul style="list-style-type: none"> ・長期包括運営委託の導入実施(継続) ・新たな施設について検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・市のモニタリングの結果、事業計画に基づく健全な施設運営が行われており、排ガス等の法規制値を逸脱することなく、廃棄物を適正かつ滞りなく処理した。 ・施設見学会や地域清掃、地元イベントへの参画、本事業を通じた市内雇用や市内企業の積極的な活用など地域社会との共生に努めた。
	VFMによる10.5%の削減(10年間) 効果見込額 △104,100千円	VFM : 31.4% △393,447千円(平成29年度) VFM : 22.0% △954,680千円 (平成26～29年度の4年間)
累計	平成25年度～平成29年度の効果見込額合計 △416,400千円	VFM : 22.0% △954,680千円 (平成26～29年度の4年間)

改革 No. : 35	改革名	ごみ処理施設（リサイクル館かしはら）の長期包括運営委託の導入		
第5次行革大綱の該当項目		2-（7） 選択と集中による行政経営 - 外部委託		
主担当課	環境づくり部 環境保全課	関係課	環境企画課	
「どんな状況？」 (現状、問題点、必要性など)	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル館かしはら（処理棟）の運転、点検、修繕、用役管理業務は、それぞれ単年度契約で民間事業者へ委託し、業務を行っている。 ・費用が膨大になっている。 ・費用の削減と支払いの平準化から、民間委託は避けて通れない状況である。 			
「どうする？」 (方針、取組内容など)	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の更なる効率的な運営・維持管理を行うため、施設の維持管理にかかる業務委託を、運転管理業務にユーティリティ（設備、消耗品、薬品、燃料）調達管理業務及び補修業務を加えて包括化し、10年間の長期間にわたり民間事業者へ委託する。これにより、財政負担の低減化と平準化を行う。 ・リサイクル館かしはら（プラザ棟）については、市が運営・維持管理を行う。 			
年度	年度別計画（計画及び実績） : 実績、内容、数値、効果など			
	計 画		実 績	
25	<ul style="list-style-type: none"> ・長期包括運営委託の運営事業者発注事務入札・契約の実施 		<ul style="list-style-type: none"> ・運営事業者を選定し、事業契約を締結した。 ・事業準備期間に業務を円滑に引き継いだ。 	
			導入後 VFM : 15.2% △486,434 千円 (10 年間)	
26	<ul style="list-style-type: none"> ・長期包括運営委託の導入実施（10年間：平成35年度まで） 		<ul style="list-style-type: none"> ・4月より施設運営に長期包括運営委託を導入し、受託事業者による運営を開始した。 ・これまで環境基準等の法規制値を逸脱することなく、廃棄物を適正かつ滞りなく処理している。 ・設備機器の点検や機能回復のための措置については、計画どおり進められ、健全な施設運営が行なわれている。 ・市が実施するモニタリングについては、処理物の性状測定に加え、定例報告会（週例・月次）、定期検査（月次・四半期・年次）などを通じて施設運営の健全性を確認している。また、地域清掃や地元イベントへの参画、本事業を通じた市内雇用や市内企業の積極的な活用など地域社会との共生に努めた。 	
	VFM（コスト削減）による8.6%の削減（10年間） 効果見込額 △27,300 千円		VFM : 39.0% △177,214 千円 (26 年度)	
27	<ul style="list-style-type: none"> ・長期包括運営委託の導入実施（継続） 		<ul style="list-style-type: none"> ・市のモニタリングの結果、事業計画に基づく健全な施設運営が行われており環境基準等の法規制値を逸脱することなく、廃棄物を適正かつ滞りなく処理した。 ・地域清掃、地元イベントへの参画、本事業を通じた市内雇用や市内企業の積極的な活用など地域社会との共生に努めた。 ・市のモニタリング業務についても改善を図り、更なる効率化・適正化を進めた。 	

	VFM (コスト削減) による 8.6%の削減 (10 年間) 効果見込額 △27,300 千円	VFM:17.8% △ 60,467 千円 (27 年度) VFM:29.9% △237,681 千円 (26-27 年度の 2 年間)
28	・長期包括運営委託の導入実施 (継続)	・市のモニタリングの結果、事業計画に基づく健全な施設運営が行われており、環境基準等の法規制値を逸脱することなく、廃棄物を適正かつ滞りなく処理した。 ・地域清掃、地元イベントへの参画、本事業を通じた市内雇用や市内企業の積極的な活用など、地域社会との共生に努めた。
	VFM (コスト削減) による 8.6%の削減 (10 年間) 効果見込額 △27,300 千円	VFM:13.5% △ 46,714 千円 (28 年度) VFM:24.9% △284,395 千円 (26-28 年度の 3 年間)
29	・長期包括運営委託の導入実施 (継続) ・新たな施設について検討	・市のモニタリングの結果、事業計画に基づく健全な施設運営が行われており、環境基準等の法規制値を逸脱することなく、廃棄物を適正かつ滞りなく処理した。 ・地域清掃、地元イベントへの参画、本事業を通じた市内雇用や市内企業の積極的な活用など、地域社会との共生に努めた。
	VFM (コスト削減) による 8.6%の削減 (10 年間) 効果見込額 △27,300 千円	VFM:10.2% △ 33,302 千円 (29 年度) VFM:21.7% △317,697 千円 (26-29 年度の 4 年間)
累計	平成 25 年度～平成 29 年度の効果見込額合計 △109,200 千円	平成 25 年度～平成 29 年度の VFM 及び効果額合計 VFM:21.7% △317,697 千円

改革 No. : 36	改革名	給食管理業務の民間委託		
第5次行革大綱の該当項目		2-(7) 外部委託		
主担当課	教育委員会事務局 教育総務課	関係課	-	
「どんな状況？」 (現状、問題点、必要性など)	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の食生活を取り巻く社会環境は大きく変化しており、食に関する指導の必要性は高まってきている。 ・学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達のため、また健全な食生活に対する理解を深め、食事を大切にする心を育てる上で重要な意義を持つ。 ・昭和60年「学校給食業務の運営の合理化について」(文部科学省通知)、平成6年「地方公共団体における行政改革推進のための指針」(現総務省)により、給食調理業務の委託化は学校給食法の趣旨を満たすものとされた。 ・橿原市では、平成14年10月「学校給食についての基本方針について」を策定し、提言に基づき、平成15年4月から学校給食の民間委託を開始した。 ・平成29年4月1日現在、小学校9校、中学校5校(合計14校)で民間委託を実施している。 ・給食室の施設や大規模備品の老朽化が進んでいる。 			
「どうする？」 (方針、取組内容など)	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでのやり方を継続して行い、退職者不補充の考えのもと、計画的に民間委託を実施していく。 ・委託業者の選定方法、入札方法などを検討する。 ・長寿命化改修工事に併せた給食室の改修(ドライシステム化)を検討する。 			
年度	年度別計画(計画及び実績) : 実績、内容、数値、効果など			
	計 画		実 績	
25	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食調理、洗浄業務の民間委託の継続 ・平成25年4月1日現在 民間委託校13校 		<ul style="list-style-type: none"> ・今井小学校で民間委託を実施 民間委託校 13校 	
	-		△2,805千円	
26	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食調理、洗浄業務の民間委託の継続 ・平成26年4月1日現在 民間委託校13校 		<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食調理、洗浄業務の民間委託校 13校 	
	-			
27	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食調理、洗浄業務の民間委託の継続 ・平成27年4月1日現在 民間委託校13校 		<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食調理、洗浄業務の民間委託校 13校 	
	-			
28	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食調理、洗浄業務の民間委託の継続 ・平成28年4月1日現在 民間委託校13校 		<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食調理、洗浄業務の民間委託校 13校 	
	-			
29	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食調理、洗浄業務の民間委託の継続 ・平成29年4月1日現在 民間委託校14校 		<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食調理、洗浄業務の民間委託校 14校 	
	-			
累計	-		-	

改革 No. : 37	改革名	情報セキュリティ対策の維持及び向上		
第5次行革大綱の該当項目		3-(2) 信頼される市役所の実現 3-(7)-② 市民サービスを向上させることを目的とした電子自治体の推進		
主担当課	総合政策部 情報政策課	関係課	関係各課	
「どんな状況？」 (現状、問題点、必要性など)	<ul style="list-style-type: none"> ・日常業務において、コンピュータシステムや庁内LANシステムは、安定して運用されなければならない。 ・これまで「橿原市情報セキュリティに関する規則」及び「橿原市情報セキュリティ対策基準に関する規程」を定め、全庁的な情報セキュリティ対策に取り組んできた。 ・社会的には、情報の漏えい、コンピュータウイルス感染、不正アクセス、迷惑メール、標的型メール攻撃などの事象が頻発している。また、今後、未知の脅威が発生する可能性もある。 ・これらの脅威から情報やシステムを守るための対策が必要である。 ・今後、脅威の内容がより多様化することが考えられ、その場合、現時点での情報セキュリティ対策では万全ではなく、安全性や信頼性を維持していくためシステム更新が必要となる。 			
「どうする？」 (方針、取組内容など)	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な脅威から情報やシステムを守るため、情報セキュリティ対策を徹底して行う。 ・人的なセキュリティ対策や情報セキュリティモラルの向上を行うための職員研修を行う。 ・データセンターやソーシャルネットワークの利用といった、インターネットの利用拡大による利便性の向上と情報セキュリティの維持とを両立させる。 ※ソーシャルネットワーク - 人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のWebサイト。 ・今後の新たな脅威の程度によっては、規程等を見直し、情報セキュリティ対策を強化する。(庁内LANシステムの更改時における機能向上及び改善) 			
年度	年度別計画(計画及び実績) : 実績、内容、数値、効果など			
	計 画		実 績	
25	<ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティ職員研修の実施 ・庁内LANシステムの更新の実施 		<ul style="list-style-type: none"> ・eラーニングにより情報セキュリティ研修の実施。 対象:平成25年度新規採用職員(29人) 一般職級(61人) ・自治体セキュリティニュースを全職員に周知。 ・パソコンソフトのセキュリティパッチ適用実施。 ・庁内LANシステムの更新に向けて機能要件の検討。 ・平成26年4月9日にサポート切れとなるOS(WindowsXP)を利用している対象パソコンの調査実施。 ・庁内LANシステム更新業者を一般競争入札により決定。 ・庁内LANシステム更新の準備作業開始。 	
26	<ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティ職員研修の実施 ・情報セキュリティ脅威の把握・対処 		<ul style="list-style-type: none"> ・eラーニングにより情報セキュリティ研修の実施。 対象:平成26年度新規採用職員(35人) ・自治体セキュリティニュースを全職員に周知。 ・パソコンソフトのセキュリティパッチ適用実施。 ・WindowsXPを利用しているパソコンの入替実施。 ・庁内LANシステム更新作業実施(10月更新完了)。 (サーバ仮想化技術の導入、庁内全てのハブの入替、 庁内LAN高速化、インターネット系・情報系のネットワークの統合、生体認証装置の導入) ・平成27年度マイナンバー制度導入に伴う庁内LANシステムの情報セキュリティ対策強化を検討。 	

	—	
27	<ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティ職員研修の実施 ・情報セキュリティ脅威の把握・対処 	<ul style="list-style-type: none"> ・eラーニングによる情報セキュリティ研修およびマイナンバー制度研修の実施。 対象：平成27年度新規採用職員（40人） 一般職員（188人） ・自治体セキュリティニュースを全職員に周知。 ・パソコンソフトのセキュリティパッチ適用実施。 ・外部記録装置利用の管理強化。 ・標的型攻撃メールに対する全庁への注意喚起。 ・マイナンバー制度に伴う新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化における庁内LANシステムの自治体情報システム強靱性向上モデル(案)の検討 ・基幹系情報システムの本番稼働開始に際し、当システム利用端末機のログオン時に「手のひら静脈認証」による利用者認証を対象端末機全てに採用（12月）
	—	
28	<ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティ職員研修の実施 ・情報セキュリティ脅威の把握・対処 	<ul style="list-style-type: none"> ・eラーニングによる情報セキュリティ研修の実施。 対象：平成28年度新規採用職員（39人） ・自治体セキュリティニュースを全職員に周知。 ・パソコンソフトのセキュリティパッチ適用実施。 ・自治体情報システム強靱化移行に向けての準備作業を開始し、庁内LANの情報セキュリティ強化業務（4月契約締結）、情報セキュリティ強靱化貸借業務（9月契約締結）を並行して実施し、IT推進員に対して説明会を2回開催して職員への周知を行い、1月より情報系ネットワークからインターネットを論理分割し、安全性が飛躍的に向上した。 ・一斉メール送信時におけるBCC利用など、全庁に注意喚起を実施 ・eラーニングによる「マイナンバー制度の情報連携に向けた研修」（総務省）を実施。 対象：個人番号利用事務担当職員(100人) ・基幹系ネットワークについて、外部記録媒体の利用を所属長の許可がないと利用できないよう管理強化を実施。（2月） ・インターネット接続を独自回線から奈良県情報セキュリティクラウドに変更して、インターネット利用自体も安全性が向上した。（2月）
	—	
29	<ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティ職員研修の実施 ・次期の庁内LANシステム検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・eラーニングによる情報セキュリティ研修の実施。 対象：平成29年度新規採用職員（30人） 部長級職員（44人） ・自治体セキュリティニュースを全職員に周知。 ・パソコンソフトのセキュリティパッチ適用実施。 ・eラーニングによる「マイナンバー制度の情報連携に向けた研修」（総務省）を実施。 対象：個人番号利用事務担当職員（144人） ・最新OS（Windows10）に対して、セキュリティパッチ適用が可能となるよう、システム環境を整備した。（3月）

	—	
累計	—	<p>庁内 LAN システムの更新を実施(25 年度～26 年度)。 新規採用職員への情報セキュリティ研修を実施（毎年度：eラーニング、累計 173 人）。 PC の WindowsOS を XP から 7 に切替えた(28 年度)。 マイナンバー制度の運用開始に伴い、生体認証装置を導入(27 年度)。 インターネットと基幹系・情報系ネットワークとの分離の実現。 政府の情報セキュリティ強靱化向上の一環として、インターネット回線を奈良県が提供する奈良県情報セキュリティクラウドを利用することで、大幅に安全性が向上した。</p>

改革 No. : 38	改革名	給与制度の見直し		
第5次行革大綱の該当項目		3-(3) 人材育成		
主担当課	総務部 人事課	関係課	-	
「どんな状況？」 (現状、問題点、必要性など)	<ul style="list-style-type: none"> ・職員給与を構成する給料及び各種手当については、人事院勧告及び奈良県人事委員会勧告に基づき、民間企業の給与水準と均衡を図りつつ、制度の見直しを行っている。 ・毎年度、職員給与の状況を公表している。 ・給与制度については、上記の指針等に基づき、地域の民間給与を更に反映させる取組と、住民の理解と納得が得られるような総合的な見直しが求められている。 ・平成29年度のラスパイレス指数（国家公務員との比較数値で100を超えると国よりも給与水準が高い）は給与減額後の比較で99.0となっている。 			
「どうする？」 (方針、取組内容など)	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き人事院勧告及び奈良県人事委員会勧告を尊重しながら、民間企業の給与水準との均衡を図っていくとともに、給与の状況を公表する。 ・特別職の給与及び退職手当は第三者による審議会等を開催し、適正な水準を保つ。 ・年功による給与上昇を抑制する。(55歳昇給停止の実施) ・昇格試験や人事評価を実施することにより、職務や職責に応じた俸給制度に構造を転換する。 			
年度	年度別計画（計画及び実績）：実績、内容、数値、効果など			
	計 画		実 績	
25	<ul style="list-style-type: none"> ・人事院勧告等に基づく給与水準を実施する。 ・臨時特例による給与削減を実施する。(25年度のみ) ・昇給ストップ、構造転換を進める。 ・退職手当の支給率を段階的に引き下げる（～27年度） 		<ul style="list-style-type: none"> ・臨時特例による給与削減を10月～4月まで実施 ・55歳以上の昇給停止 ・退職手当の支給率引き下げ ・給料の削減（4月～3月）（5～1%）（特別職含む） 	
			効果額 △193,855千円 （昇給停止及び退職手当引き下げ効果を含まず）	
26	<ul style="list-style-type: none"> ・人事院勧告等に基づく給与水準を実施する。 ・臨時特例による給与削減を実施する。(4月のみ) ・昇給ストップ、構造転換を進める。 ・退職手当の支給率を段階的に引き下げる（～27年度） 		<ul style="list-style-type: none"> ・臨時特例による給与削減を4月分のみ実施 ・55歳以上の昇給停止 ・退職手当の支給率引き下げ ・給料の削減（5～1%）（特別職含む） 管理職を除く職員は12月で削減終了 	
			効果額 △80,096千円 （昇給停止及び退職手当引き下げ効果を含まず）	
27	<ul style="list-style-type: none"> ・人事院勧告等に基づく給与水準を実施する。 ・昇給ストップ、構造転換を進める。 		<ul style="list-style-type: none"> ・55歳以上の昇給停止 ・退職手当の支給率引き下げ ・給料の削減（5～3%）（特別職含む） 	
			効果額△38,996千円 （昇給停止及び退職手当引き下げ効果を含まず）	
28	<ul style="list-style-type: none"> ・人事院勧告等に基づく給与水準を実施する。 ・昇給ストップ、構造転換を進める。 ・全職員の給料カットを実施する。 		<ul style="list-style-type: none"> ・55歳以上の昇給停止 ・給料の削減（5～1%）（特別職含む全職員） 	
			効果額△76,965千円 （昇給停止による効果を含まず）	
29	<ul style="list-style-type: none"> ・人事院勧告等に基づく給与水準を実施する。 ・昇給ストップ、構造転換を進める。 ・全職員の給料カットを実施する。 		<ul style="list-style-type: none"> ・55歳以上の昇給停止 ・退職手当の支給率引下げ ・給料の削減（5～1%）（特別職含む） 	
			効果額△77,739千円	

		(昇給停止及び退職手当引下げによる効果を含まず)
累計		

改革No. : 39	改革名	自己申告制度「職員カルテ」の活用		
第5次行革大綱の該当項目		3-(3) 人材育成		
主担当課	総務部 人事課	関係課	-	
「どんな状況？」 (現状、問題点、必要性など)	<ul style="list-style-type: none"> ・職員個人の健康状態をはじめ、様々な事情、また人事異動の希望や意見等を直接聞き取る制度として、平成24年度から、職員の自己申告制度「職員カルテ」を試行実施した。平成24年度における提出率は33.8%であった。 ・適材適所の職員配置を基本的な考え方とし、より適正な人材登用、配置、人材育成に努める必要がある。したがって、希望と異動が一致するものではないが、職員の意欲の維持・向上や現在の職場で問題を抱えている職員への対応は適切に行う必要がある。 ・自己申告制度の対象者は課長補佐級までの職員としている。ただし再任用職員は対象外。 ・制度が浸透していないところもあり、さらに徹底させる必要がある。 			
「どうする？」 (方針、取組内容など)	<ul style="list-style-type: none"> ・提出数の増加（提出率のアップ）をめざす。 ・自己申告制度の内容を可能な限り実現できるよう努める。 ・人事課との面談を希望する職員およびカルテの内容から人事課が面談する必要があると判断した職員と面談を行う。 ・職員の仕事に対するモチベーションを上げるような制度として確立する。 			
年度	年度別計画（計画及び実績） : 実績、内容、数値、効果など			
	計 画	実 績		
25	<ul style="list-style-type: none"> ・自己申告制度の活用による人材育成を行う。 ・提出率 40% ・人事異動反映率 55% 	提出率	33.0%	
	-	反映率	53.4% (平成26年4月1日現在)	
26	<ul style="list-style-type: none"> ・自己申告制度の活用による人材育成を行う。 ・提出率 50% ・人事異動反映率 57% 	提出率	35.5%	
	-	反映率	58.9% (平成27年4月1日現在)	
		対象を課長補佐級まで拡大		
27	<ul style="list-style-type: none"> ・自己申告制度の活用による人材育成を行う。 ・提出率 60% ・人事異動反映率 60%。 	提出率	40.9%	
	-	反映率	49.0% (平成28年4月1日現在)	
		対象は課長補佐級まで (前年度と同じ)		
28	<ul style="list-style-type: none"> ・自己申告制度の活用による人材育成を行う。 ・管理職員への制度実施 ・提出率 60% ・人事異動反映率 60% 	提出率	42.8%	
	-	反映率	55.7% (平成29年4月1日現在)	
		対象は課長補佐級まで		
29	<ul style="list-style-type: none"> ・自己申告制度の活用による人材育成を行う。 ・提出率 60% ・人事異動反映率 60% 	提出率	40.8%	
	-	反映率	61.6% (平成30年4月1日現在)	
		対象は課長補佐級まで		
累計	-			

改革No. : 40	改革名	職員研修体系の充実		
第5次行革大綱の該当項目		3-(4) 職員の意識改革		
主担当課	総務部 人事課	関係課	-	
「どんな状況？」 (現状、問題点、必要性など)	<ul style="list-style-type: none"> 地方分権の拡大に伴い、各自治体には政策形成能力が求められている。これまでのような前例踏襲で業務をこなすのではなく、住民ニーズに応じた質の高い、かつ、効果的な行政運営を行わなければならない。 業務は専門化、多様化し、制度変更も頻繁に行われている中で、職員の能力向上無しに行政運営は成り立たない。 日々、改革・改善を進めることができる人材を育成し、組織を活性化させる必要がある。 			
「どうする？」 (方針、取組内容など)	<ul style="list-style-type: none"> 「職員こそ最大の経営資源である」という考えに立った上で、研修体系を充実させ、「研修概要」に基づき、計画的に職員研修を行う。 人材育成を進める組織風土を育てる。 限られた財源の中で研修メニューも見直し、再構築する。 研修が参加者にとって有効であったか、対象者が求めるスキルは何かをアンケート通じて把握する。 			
年度	年度別計画（計画及び実績） : 実績、内容、数値、効果など			
	計 画	実 績		
25	<ul style="list-style-type: none"> 研修概要に基づき、研修を実施する。 研修結果、研修成果を公表する。 新たな研修メニューを取り入れる。 	<ul style="list-style-type: none"> 研修概要の公表（5月） 応募型研修の実施 海外研修 1人（9月） 市町村研修センター 30コース 165人 職員自主研究グループの活動助成 3グループ 		
	-	-		
26	<ul style="list-style-type: none"> 継続して実施 	<ul style="list-style-type: none"> 研修概要の公表（5月） 応募型研修の実施 市町村研修センター 38コース 229人 職員自主研究グループの活動助成 2グループ 		
	-	-		
27	<ul style="list-style-type: none"> 継続して実施 	<ul style="list-style-type: none"> 研修概要の公表（5月） 応募型研修の実施 市町村研修センター 40コース 234人 職員自主研究グループの活動助成 2グループ アンケートの回答を参考とした階層別研修の実施（6月・7月・11月） 		
	-	-		
28	<ul style="list-style-type: none"> 継続して実施 	<ul style="list-style-type: none"> 研修概要の公表（4月） 応募型研修の実施 市町村研修センター 40コース 169人 非常勤、臨時職員も対象とした研修「リスクを減らす窓口対応研修」の実施（7月） 		
	-	-		
29	<ul style="list-style-type: none"> 継続して実施 	<ul style="list-style-type: none"> 研修概要の公表（5月） 応募型研修の実施 市町村研修センター 32コース 94人 職員自主研究グループの活動助成 1グループ 		
	-	-		
累計	-	-		

改革No. : 41	改革名	定員管理の適正化		
第5次行革大綱の該当項目		3-(5) 定員管理		
主担当課	総務部 人事課	関係課	-	
「どんな状況？」 (現状、問題点、必要性など)	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度に定員管理計画を策定した。 計画では、平成33年4月1日時点で平成29年4月1日に比べて、20人の削減としている。 ※平成29年：920人（全職員数969人）、平成33年：900人（全職員数933人） ※全職員数のうち特別職（3役）と短時間勤務職員は定員には含まない。 業務過多により職員の負担は大きくなる一方で業務の効率化を図っていく必要がある。 ワーク・ライフ・バランス推進のため、育休の長期化や時間外勤務の削減が課題である。 			
「どうする？」 (方針、取組内容など)	<ul style="list-style-type: none"> 学校給食やごみ収集の事業における退職者不補充の取組を継続する。 民間委託できる事業を精査し、可能なものについては民間委託を進める。 新たな課題や事業に対応するため、柔軟な職員配置を行い、専門職は任期付職員を積極的に活用する。 			
年度	年度別計画（計画及び実績）：実績、内容、数値、効果など			
	計 画		実 績	
25	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年度に改訂した定員適正化計画に基づく取組を実施する 職員人数 900人 		平成25年4月1日現在887人（再任用職員除く）	
	効果見込額（対平成24年度比） +11人 +68,233千円《一般職平均給与年額6,203千円×11人》		効果額 △12,406千円（平成24年度比） 《効果額算定式：6,203千円×2人》	
26	<ul style="list-style-type: none"> 継続して実施 職員人数 878人 		平成26年4月1日現在884人（再任用職員除く）	
	効果見込額（対平成24年度比） △11人 △68,233千円《一般職平均給与年額6,203千円×11人》		効果額 △31,015千円（平成24年度比） 《効果額算定式：6,203千円×5人》	
27	<ul style="list-style-type: none"> 継続して実施 職員人数 866人 		平成27年4月1日現在873人（再任用職員除く）	
	効果見込額（対平成24年度比） △23人 △142,669千円《一般職平均給与年額6,203千円×23人》		効果額 △99,248千円（平成24年度比） 《効果額算定式：6,203千円×16人》	
28	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度に改定した定員管理計画に基づく取組を実施する 職員人数 877人 		平成28年4月1日現在876人（再任用職員除く）	
	効果見込額（対平成24年度比） △12人 △74,436千円《一般職平均給与年額6,203千円×12人》		効果額 △80,639千円（平成24年度比） 《効果額算定式：6,203千円×13人》	
29	<ul style="list-style-type: none"> 継続して実施 職員人数 879人 		平成29年4月1日現在887人（再任用職員除く）	
	効果見込額（対平成24年度比） △10人 △62,030千円《一般職平均給与年額6,203千円×10人》		効果額 △12,406千円（平成24年度比） 《効果額算定式：6,203千円×2人》	
累計	平成25年度から29年度 効果見込額 10人 △279,135千円（対平成24年度比）			

※職員人数はフルタイム職員のみ。ただし、市長、副市長、教育長、再任用職員を除く

※平成24年度の職員数は889人

改革 No. : 42	改革名	優秀な人材の確保		
第5次行革大綱の該当項目		3-(5) 定員管理		
主担当課	総務部 人事課	関係課	-	
「どんな状況？」 (現状、問題点、必要性など)	<ul style="list-style-type: none"> ・質の高い行政運営を行うためには優秀な人材を確保する必要がある。豊かな人間性を持ち、市の将来を担うような職員が求められており、職員採用においても、これまでの「知識偏重」ではなく、「人物本位」の採用試験を実施している。 ・今後、業務が専門化、多様化することから、民間企業経験者の有効な活用が必要である。 ・専門職の確保が困難な状況が続いており、募集に関する広報活動や大学訪問等の活動を地道に行うことが必要。 			
「どうする？」 (方針、取組内容など)	<ul style="list-style-type: none"> ・定員適正化計画による人員管理を進めながらも、将来を担う優秀な人材を計画的に確保する。 ・新規採用職員数を平準化するよう、毎年度計画的に採用する。 ・上記2点の観点と社会情勢を見極めながら採用試験委員会にて募集職種・人数を決定する。 ・専門的な知識や優れた識見、経験を生かすため、任期付職員や再任用職員を有効に活用する。 			
年度	年度別計画(計画及び実績) : 実績、内容、数値、効果など			
	計画	実績		
25	<ul style="list-style-type: none"> ・職員採用計画の決定 ・任期付職員、再任用職員の採用 ・希望降格制度を活用することによる適正な人事配置 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度職員採用試験・選考(平成25年度実施) 《一般職職種》 《採用人数》 一般事務(大学) 15人 保育士 8人 土木技術職 2人 建築技術職 2人 発掘調査員 1人 保健師 2人 看護師 1人 訓練士A 1人 合計 32人 《任期付職員》 5人 (政策審議監1、債権整理監1、服務倫理監1、企画監(短時間)1、地域活性監1) 《再任用職員》 67人 (週5日18人、週3日49人) 		
	-	-		
26	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度職員採用試験・選考(平成26年度実施) 《職種》 《採用人数》 一般事務(大学) 19人 保育士 11人 土木技術職 3人 建築技術職 1人 一般事務(高校) 2人 一般事務(障がい) 1人 合計 37人 《任期付職員》 9人 (法務専門官2、保育士幼稚園教諭(園長)7) 《再任用職員》 79人 (週5日32人、週3日47人) 		

	—																	
27	・継続して実施	<p>・平成 28 年度職員採用試験・選考（平成 27 年度実施）</p> <table> <thead> <tr> <th>《職種》</th> <th>《採用人数》</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般事務（大学）</td> <td>16 人</td> </tr> <tr> <td>保育士</td> <td>13 人</td> </tr> <tr> <td>土木技術職</td> <td>3 人</td> </tr> <tr> <td>建築技術職</td> <td>1 人</td> </tr> <tr> <td>保健師</td> <td>3 人</td> </tr> <tr> <td>社会福祉士</td> <td>1 人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>37 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>《任期付職員》 7 人 （自然環境研究員 1 人、精神保健福祉士 1 人、保育士管理職員 5 人、生活安全監 1 人）</p>	《職種》	《採用人数》	一般事務（大学）	16 人	保育士	13 人	土木技術職	3 人	建築技術職	1 人	保健師	3 人	社会福祉士	1 人	合計	37 人
《職種》	《採用人数》																	
一般事務（大学）	16 人																	
保育士	13 人																	
土木技術職	3 人																	
建築技術職	1 人																	
保健師	3 人																	
社会福祉士	1 人																	
合計	37 人																	
	—																	
28	・継続して実施	<p>・平成 29 年度職員採用試験・選考（平成 28 年実施）</p> <table> <thead> <tr> <th>《職種》</th> <th>《採用人数》</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般事務職（大学）</td> <td>13 人</td> </tr> <tr> <td>土木技術職</td> <td>2 人</td> </tr> <tr> <td>建築技術職</td> <td>1 人</td> </tr> <tr> <td>電気技術職</td> <td>1 人</td> </tr> <tr> <td>社会福祉士</td> <td>1 人</td> </tr> <tr> <td>保育士</td> <td>6 人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>24 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>《任期付職員》 3 人 保育士 2 人、精神保健福祉士 1 人</p>	《職種》	《採用人数》	一般事務職（大学）	13 人	土木技術職	2 人	建築技術職	1 人	電気技術職	1 人	社会福祉士	1 人	保育士	6 人	合計	24 人
《職種》	《採用人数》																	
一般事務職（大学）	13 人																	
土木技術職	2 人																	
建築技術職	1 人																	
電気技術職	1 人																	
社会福祉士	1 人																	
保育士	6 人																	
合計	24 人																	
	—																	
29	・継続して実施	<p>平成 30 年度職員採用試験・選考（平成 29 年実施）</p> <table> <thead> <tr> <th>《職種》</th> <th>《採用人数》</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般事務職（大学）</td> <td>6 人</td> </tr> <tr> <td>〃（大学）障がい</td> <td>1 人</td> </tr> <tr> <td>土木技術職</td> <td>1 人</td> </tr> <tr> <td>建築技術職</td> <td>3 人</td> </tr> <tr> <td>保健師</td> <td>1 人</td> </tr> <tr> <td>保育士</td> <td>7 人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>19 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>《任期付職員》 9 人 こども官 1 人、スポーツ振興官 1 人、 法務専門官 1 名、園長 5 人 管理栄養士 1 人</p>	《職種》	《採用人数》	一般事務職（大学）	6 人	〃（大学）障がい	1 人	土木技術職	1 人	建築技術職	3 人	保健師	1 人	保育士	7 人	合計	19 人
《職種》	《採用人数》																	
一般事務職（大学）	6 人																	
〃（大学）障がい	1 人																	
土木技術職	1 人																	
建築技術職	3 人																	
保健師	1 人																	
保育士	7 人																	
合計	19 人																	
	—																	
累計	—																	

改革 No. : 43	改革名	人材育成・勤務評定制度の確立		
第5次行革大綱の該当項目		3-(5) 定員管理		
主担当課	総務部 人事課	関係課	-	
「どんな状況？」 (現状、問題点、必要性など)	<ul style="list-style-type: none"> ・「目標管理型勤務評定」の導入を、平成17年度から開始した。 ・管理職から順次導入し、平成27年度からは全職員（特定任期付職員・休職者を除く）を対象に実施している。 ・職務、職階ごとに、勤務評定の説明を実施している。 ・部長等で構成する「勤務評定調整委員会」にて課題を議論し、評価結果の公平性・公正性を保つとともに、より良い制度に向けた見直し等を行っている。 ・評価結果を、職員の意欲向上につなげるような仕組み作りが求められている。 			
「どうする？」 (方針、取組内容など)	<ul style="list-style-type: none"> ・市長の政策、ビジョンを受けた部長の目標管理を課長、課員へと伝えることで目標が連鎖して伝わるようにするなど、制度が形骸化しないようにする。 ・勤務評定の結果を、勤勉手当、昇給、昇格試験等へ反映することで、職員の意識を高めるようにする。 ・勤務評定を活用した職員の人事配置を継続して実施する。 ・「勤務評定」の実施により、職員の意欲向上や部下への適切な指導を通じて「人材育成」が計られることを職員に周知し、制度を運用する。 			
年度	年度別計画（計画及び実績）：実績、内容、数値、効果など			
	計画		実績	
25	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務評定研修の実施 ・全職員を対象とした勤務評定の実施 (実施人数850人) ・勤務評定調整委員会の開催 ・総合計画に基づいた目標管理を行うようにする。 		<ul style="list-style-type: none"> ・勤務評定研修の実施 昇格者（係長級）説明会（4月） ・2級以上（再任用含む）の職員を対象として勤務評定の実施 期首（4月）、中間（9月）、期末（2月） ・勤務評定調整委員会の開催 期首（5月）、中間（10月）、期末（2月） ・総合計画に基づいた目標管理 部局長の業務計画を市ホームページで公表 	
	-		-	
26	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して実施 (実施人数850人) 		<ul style="list-style-type: none"> ・勤務評定研修の実施 昇格者（係長級）説明会（4月） ・2級以上（再任用含む）の職員を対象として勤務評定の実施 期首（4月）、中間（9月）、期末（2月） ・勤務評定調整委員会の開催 期首（5月）、中間（10月）、期末（3月） ・総合計画に基づいた目標管理 部局長の業務計画を市ホームページで公表 	
	-		-	
27	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して実施 (実施人数920人) 		<ul style="list-style-type: none"> ・勤務評定研修の実施 全員（4月）対象を全職員に拡大 ・勤務評定の実施 期首（4月）、中間（9月）、期末（2月） ・勤務評定調整委員会の開催 期首（5月）、懸案事項検討（8月） 	
	-		-	

		<p>中間（11月）、期末（3月）</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合計画に基づいた目標管理 部局長の業務計画を市ホームページで公表
	—	
28	<ul style="list-style-type: none"> 継続して実施 (実施人数920人) 	<ul style="list-style-type: none"> 人事評価研修の実施 全職員（4月） 所属長（1月） 人事評価の実施 期首（4月）、中間（9月）、期末（2月） 人事評価調整委員会の開催 期首（5月）、中間（11月）、期末（3月） 総合計画に基づいた目標管理 部局長の業務計画を市ホームページで公表
	—	
29	<ul style="list-style-type: none"> 継続して実施 (実施人数920人) 	<ul style="list-style-type: none"> 人事評価研修（評価者研修）の実施 係長級以上の職員（8月・9月） 人事評価の実施 期首（4月） 中間（10月以降順次実施） 期末（2月以降順次実施） 人事評価調整委員会の開催 期首（5月） 中間（11月実施） 期末（3月実施） 総合計画に基づいた目標管理 部局長の業務計画を市ホームページで公表
	—	
累計	—	

改革 No. : 44	改革名	行政による地球温暖化対策の率先行動と市民意識の向上		
第5次行革大綱の該当項目		3-(7)-① 社会的責任としての省エネ・エコ対策及び自然エネルギーの活用		
主担当課	環境づくり部 環境衛生課	関係課	-	
「どんな状況？」 (現状、問題点、必要性など)	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所では、橿原市地球温暖化対策実行計画を策定し、平成20年度から24年度までの5年間にわたる取組を行ってきた。 ・取組では、主にソフト的な手法により、温室効果ガスの削減と市民啓発を行ってきた。 ・平成25年度から29年度までの5年間における取組を定めた第2次橿原市地球温暖化対策推進実行計画を平成24年度に策定した。 ・第2次の実行計画については、市民協働で策定した橿原市環境総合計画の中の一つの取組として位置付けることから、目標数値を立てた取組を行ってきた。 ・平成29年度に第3次橿原市地球温暖化対策推進実行計画を策定し、政府の計画に即した厳しい数値目標を設定したため、ソフト的対応のみでは達成が難しく、ハード面の取組も重要となす。 			
「どうする？」 (方針、取組内容など)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度から29年度までの5年間における取組を定めた第2次橿原市地球温暖化対策実行計画によるソフト及びハードにわたる取組を推進してきた。 ・市役所の所属ごとの温室効果ガスの排出量を、短期的なスパンで収集し、公表する。 ・橿原市環境総合計画の中の一つの取組として、市役所及び市域における温室効果ガスの削減目標数値を立てる。 ・太陽光パネルの設置等を普及させるため、市有施設へ率先して導入するとともに、市民に対する効果的な誘導を行う。 ・政府の温暖化対策計画に即した形で第3次橿原市地球温暖化対策推進実行計画を策定し、庁内全体で27.4%の温室効果ガス削減の目標を設定した(平成25年度基準、平成42年度目標)。 			
年度	年度別計画(計画及び実績) : 実績、内容、数値、効果など			
	計 画		実 績	
25	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次橿原市地球温暖化対策推進実行計画に基づく取組を進める。 ・太陽光パネルの設置の普及を進める。 ・温室効果ガス(電気、ガス、燃料等)の削減目標数値 平成29年度末までに3%削減 (平成23年度基準値比較) 		<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電システム等補助制度実施 (太陽光発電システム90件、リチウムイオン蓄電池3件) ・地球温暖化対策推進員研修会の実施(6月・1月) ・温室効果ガス排出量の全体状況把握 	
	-			
26	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して実施 		<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電システム等補助制度実施 (太陽光発電システム160件、リチウムイオン蓄電池4件、太陽光発電・リチウムイオン蓄電池併用3件) ・地球温暖化対策推進員研修会の実施(7月・1月) ・温室効果ガス排出量の全体状況把握 	
	-			
27	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して実施 		<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電システム等補助制度実施(随時) (太陽光発電システム109件、リチウムイオン蓄電池18件、エコウィル19件、エネファーム36件:すべて延べ件数) ・地球温暖化対策推進員研修会の実施(7月・1月) ・温室効果ガス排出量の全体状況把握 	
	-			

28	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電システム等補助制度実施（随時） （太陽光発電システム 115 件、リチウムイオン蓄電池 30 件、エコウィル 6 件、エネファーム 37 件：すべて延べ件数） ・地球温暖化対策推進員研修会の実施（7月） ・温室効果ガス排出量の全体状況把握
29	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度以降の目標を定めた第 3 次橿原市地球温暖化対策推進実行計画を策定した。 ・太陽光パネルの設置の普及を進める。 ・温室効果ガス（電気、ガス、燃料等）の削減目標数値 平成 42 年度末までに事務系 40%削減 事業系 22%削減 市役所全体 27.4%削減 （平成 25 年度基準値比較） 	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電システム等補助制度実施（随時） （太陽光発電システム 75 件、リチウムイオン蓄電池 28 件、エコウィル 6 件、エネファーム 25 件：すべて延べ件数） ・地球温暖化対策推進員研修会の実施（7月・1月） ・温室効果ガス排出量の全体状況把握 ・第 3 次橿原市地球温暖化対策推進実行計画を策定した。（3月）
累計	—	

改革No. : 45	改革名	自然エネルギー化への取組 (小中学校への太陽光発電設備の設置)		
第5次行革大綱の該当項目		3-(7)-① 社会的責任としての省エネ・エコ対策及び自然エネルギーの活用		
主担当課	教育委員会事務局 教育総務課	関係課	資産経営課	
「どんな状況？」 (現状、問題点、必要性など)	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年3月11日に発生した東日本大震災での原発事故以来、自然エネルギーを利用した電力供給の必要性が再認識されている。 災害時における応急避難所となる小中学校において、自然エネルギーによる電力供給を確保するため、また環境教育の観点から、太陽光設備の設置を進めていく必要がある。 平成24年度は、モデル校として金橋小学校において、太陽光発電設備を設置。 太陽光パネル等の製品は、日進月歩でその技術が進化し、また国の制度も刻々と変わることになり、臨機応変に対応していく必要がある。 小中学校については、築30年以上経過している建物が多く、また耐震工事も実施している最中であることから、耐震性、荷重計算、耐用年数、屋上防水など、建物の状況を確認する必要がある。 			
「どうする？」 (方針、取組内容など)	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年度におけるモデル校の状況を検証し、内容や発注方法を精査する。 検証結果を踏まえて、平成25年度から年次計画で、順次、太陽光発電設備、蓄電池の設置を行っていく。 <p>→学校施設環境改善交付金(補助率1/2)により、太陽光発電設備設置計画に取り組んできたが、昨今の財政難により事業採択してもらえない見込みがないため事業を保留する必要がある。(平成27年度事業から)</p>			
年度	年度別計画(計画及び実績) : 実績、内容、数値、効果など			
	計 画	実 績		
25	<ul style="list-style-type: none"> 金橋小学校に蓄電池を設置 小中学校1校に太陽光発電設備を設置 	<ul style="list-style-type: none"> 金橋小学校にリチウムイオン蓄電池据置型(10Kw)1台を平成26年3月に設置。 耳成西小学校に太陽光発電設備(33Kw)を整備し、リチウムイオン蓄電池ポータブル型(8Kw/3台)を平成26年3月に設置。 		
	—			
26	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校1校に太陽光発電設備を設置 蓄電池を設置 	畝傍東小学校及び畝傍南小学校に太陽光発電設備設置に伴う設計業務を委託。 畝傍東小学校にリチウムイオン蓄電池ポータブル型(15Kw/3台)を平成27年3月に設置。		
	—			
27	<ul style="list-style-type: none"> 事業を保留 	未実施(実施時期未定)		
	—			
28	<ul style="list-style-type: none"> 事業を保留 	未実施(実施時期未定)		
	—			
29	<ul style="list-style-type: none"> 事業を保留 	未実施(実施時期未定)		
	—			
累計	—	—		

改革No. : 46	改革名	最適化システムの更新による利用者サービスの更なる向上	
第5次行革大綱の該当項目		3-(7)-② 市民サービスを向上させることを目的とした電子自治体の推進	
主担当課	魅力創造部 文化振興課 図書館	関係課	-
「どんな状況？」 (現状、問題点、必要性など)	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館の利用においては、書籍等を借りる際に、病気や健康、思想信条など、図書館職員にもその内容を知られたくないという声が増えてきており、これまで以上にプライバシーに配慮したサービスが求められている。 ・平成21年度から導入しているインターネットでの予約サービスは、想定した以上の利用があり、システム更新が必要となってきた。 ・前計画から実施しているICタグによる管理システムと図書館システムの連動による新しい図書館サービスと、引き続きの経費削減が求められている。 		
「どうする？」 (方針、取組内容など)	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館システムのリース満了時に、無断持出防止のため導入したICタグによる管理システムと連動した図書館システムに切り替えて、ICタグを活用した新たなサービス（これまで以上にプライバシーに配慮出来る仕組みや蔵書点検期間の短縮による利便性向上）を検討する。 ・システム更新の際にはこれまで以上に、イニシャルコスト（当初経費）及びランニングコスト（維持管理経費）の削減を図れるものとする。 ・フロアマネージャーを兼ねた案内業務を職員に行わせて更なるサービス向上に努める。 		
年度	年度別計画（計画及び実績） : 実績、内容、数値、効果など		
	計 画	実 績	
25	・コンピュータシステムを更新して、コストを削減する。	3月にICタグと連動した新図書館システムに更新し利用者のプライバシーにも配慮した自動貸出機を2台導入した。システム更新と契約マーク等の変更により△160千円の経費削減効果があった。	
	システム更新と契約マーク（出版される本の情報サービス）の変更による経費節減（1ヶ月分）効果見込額 △150千円		
26	・新システムを活用した市民の利便性が向上するサービスを実施する。	自動貸出機を2台導入することにより1Fカウンターと合わせて3箇所での貸し出し処理が可能となった。△1,950千円の経費削減効果があった。	
	システム更新と契約マークの変更による経費節減効果見込額 △1,800千円		
27	・業務の見直しにより、職員をフロアマネージャーとして配置する。	1階、2階カウンターにそれぞれ職員1名をフロアマネージャーとして配置した。△1,890千円の経費削減効果があった。	
	システム更新と契約マークの変更による経費節減効果見込額 △1,800千円		
28	・継続して実施する。	△2,090千円の経費削減効果があった。	
	システム更新と契約マークの変更による経費節減効果見込額 △1,800千円		
29	・継続して実施する。	△2,090千円の経費削減効果があった。	
	システム更新と契約マークの変更による経費節減効果見込額 △1,800千円		
累計	平成25年度～平成29年度の効果見込額合計 △7,350千円	平成25年度～平成29年度の効果合計額 △8,180千円	

改革 No. : 47	改革名	広告掲載事業の推進	
第5次行革大綱の該当項目		3-(7)-③ 民間広告の掲出や命名権等による新たな自主財源の確保	
主担当課	総合政策部 企画政策課	関係課	広報広聴課
「どんな状況？」 (現状、問題点、必要性など)	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年度から開始した広告掲載事業については、これまで、広報かしはら、市ホームページ、電照看板、市発送用封筒、窓口持ち帰り用封筒、図書館に設置している雑誌において実施している。 広告掲載事業としては、広告料(歳入)の確保という方法、広告付き物品等の無償納品という方法、その双方を確保するという方法がある。双方を確保した事例として、機器導入及び保守を無償対応し、かつ広告料として歳入を確保した広告機能掲載付きの市民課窓口番号表示システムがある。 広告媒体、また広告主の内容によっては、広告掲載事業になじまないものもある。 		
「どうする？」 (方針、取組内容など)	<ul style="list-style-type: none"> 財政状況が厳しい中、これまで実施してきた事業については、継続して実施する。 有料広告掲載可能な媒体の検討を進め、より収益性が高く効果の大きいものがないか検討を進める。 広告主の内容等については、「有料広告掲載取扱要綱」に従って審査を適正に行う。 		
年度	年度別計画(計画及び実績) : 実績、内容、数値、効果など		
	計 画	実 績	
25	<ul style="list-style-type: none"> これまでの事業を継続して実施 新たな媒体を検討 	<ul style="list-style-type: none"> 市民向け封筒等による広告掲載の実施 年間広告掲載料総額 5,738,775 円 	
26	<ul style="list-style-type: none"> これまでの事業を継続して実施 新たな媒体を検討 	<ul style="list-style-type: none"> 市民向け封筒等による広告掲載の実施 年間広告掲載料総額 5,852,098 円 	
27	<ul style="list-style-type: none"> これまでの事業を継続して実施 新たな媒体を検討 	<ul style="list-style-type: none"> 市民向け封筒等による広告掲載の実施 年間広告掲載料総額 5,532,346 円 	
28	<ul style="list-style-type: none"> これまでの事業を継続して実施 新たな媒体を検討 	<ul style="list-style-type: none"> 市民向け封筒等による広告掲載の実施 年間広告掲載料総額 5,518,462 円 	
29	<ul style="list-style-type: none"> これまでの事業を継続して実施 新たな媒体を検討 	<ul style="list-style-type: none"> 市民向け封筒等による広告掲載の実施 年間広告掲載料総額 5,451,909 円 	
累計	—	5年間の広告掲載料の総額は28,093,590円であった。	